

(案)

アイヌの人たちに対する
今後の総合的な施策のあり方について

(第3次)

平成27年 月

アイヌ生活向上推進方策検討会議

目 次

はじめに	1
I アイヌの人たちに対する施策の経緯	2
1 北海道旧土人保護法の制定	2
2 北海道ウタリ福祉対策及び アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策の策定	2
3 アイヌ文化振興法の制定	3
4 衆参両院による「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の採択 及び「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の取りまとめ	4
II アイヌの人たちの生活実態	6
1 生活の状況	7
2 教育の状況	7
3 就業者の状況	8
4 産業の状況	8
5 住宅の状況	9
III 今後の施策の必要性	10
IV 今後の施策の基本的方向	12
1 教育の充実	14
2 雇用の安定	14
3 産業の振興	14
4 生活の安定	15
5 組織活動の充実及び組織間の連携強化	15
V 次期対策の期間等	17
おわりに	19
検討会議の開催経過及び各回の議題	20
アイヌ生活向上推進方策検討会議委員名簿	21

はじめに

1

2 道においては、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上を図るため、昭
3 和 49 (1974) 年度からこれまで、4 次にあたる北海道ウタリ福祉対策及び2 次
4 にあたるアイヌの人たちの生活向上に関する推進方策を策定し、国、市町村及
5 び関係団体の協力を得ながら、各般にあたる施策を総合的に推進してきた。

6 現在進められている「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第2
7 次）」が平成 27 (2015) 年度で終了することから、当検討会議は、昨年6 月、
8 平成 28 (2016) 年度以後におけるアイヌの人たちに対する施策のあり方につい
9 て検討を行うよう、道から求められた。

10 以来、当検討会議は、道が平成 25 (2013) 年 10 月に実施した「北海道アイ
11 ヌ生活実態調査」の結果や、特にアイヌの若い人たちから直接聴取した意見、
12 更には平成 21 (2009) 年 7 月に国の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談
13 会」が取りまとめた報告書の趣旨、そして北海道大学アイヌ・先住民研究セン
14 ターが平成 20 (2008) 年から 23 (2011) 年にかけて行った「アイヌ生活実態調
15 査」の結果なども考慮するとともに、これまでに国内外で公にされてきたアイ
16 ヌの人たちの人権の尊重に係る様々な資料や関係者の活動なども改めて振り
17 返りながら、アイヌの人たちの民族としての誇りを十分に尊重した生活支援を
18 実現すべく検討を重ね、この度、審議の結果を以下のとおり取りまとめた。

19 当検討会議としては、道に対し、以下の施策を積極的に推進することを提言
20 する。

21 I アイヌの人たちに対する施策の経緯

22 以下では、前回までの報告書と同様に、アイヌの人たちに対する施策の
23 経緯についてまず述べる。ここでは、これまでに述べられてきた歴史的経
24 緯に加えて、国内外における先住民族を巡る動きなど、近年に展開を見た
25 新たな事情についても踏まえることとする。

26 1 北海道旧土人保護法の制定

27 明治政府は、本州などからの大規模な移住を奨励し、北海道開拓を進め
28 ていった。文明開化の流れの中で、アイヌの伝統的な風俗・生活習慣を制限
29 する政策が進められ、言語についても、日本語を学ぶことを余儀なくされ
30 た。

31 また、近代的な土地所有制度が導入されると、当時のアイヌの人たち
32 は個人的な土地所有の観念がなく、所有権を取得した人はほとんどいなか
33 ったため、移住者の増加に伴い、アイヌの人たちは狩猟、漁撈、採集などの
34 場を失っていった。さらに、北海道の開拓が進むにつれ、鹿猟や鮭の捕獲と
35 いった伝統的生業が、全道的に規制されることとなった。

36 こうして、アイヌの人たちの社会や文化が大きな打撃を受け、生活の基
37 盤が失われていくとともに、生活は困窮し、また、いわれなき差別を受ける
38 こととなった。

39 アイヌの人たちのこうした生活状況は帝国議会において取り上げられる
40 ようになり、明治 32 (1899) 年には、アイヌの人たちの生活の安定を図る
41 ことを目的とする「北海道旧土人保護法」が制定されたが、窮状を十分改善
42 するには至らなかった。

43 2 北海道ウタリ福祉対策及びアイヌの人たちの生活向上に関する推進 44 方策の策定

45 第二次世界大戦後の社会・経済状況の変化の中にあって、アイヌの人た
46 ちを取り巻く生活環境も変わったが、道民一般との社会的・経済的な格差
47 は依然として大きく、恵まれない状況にあった。

48 このため、道では、国の支援を受け、昭和 36 (1961) 年度以降、生活館
49 や共同浴場の整備などの福祉向上対策の取組を開始したが、十分な成果に
50 は至らず、アイヌの人たちの生活福祉の向上のための総合的な対策が求め

51 られるようになった。

52 そこで道では、昭和 49（1974）年度に、長期的展望に立った総合的な対
53 策として、「北海道ウタリ福祉対策」を策定し、これに基づき施策を推進し
54 てきた。以来、三度の改訂を重ねた後、平成 13（2001）年度には「アイヌ
55 の人たちの生活向上に関する推進方策」を策定し、現在は、平成 20（2008）
56 年度に策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第 2 次）」
57 （以下「第 2 次推進方策」という。）に基づき、各般の施策を総合的に推進
58 している。

59 3 アイヌ文化振興法の制定

60 昭和 59（1984）年、社団法人北海道ウタリ協会（当時）から、北海道旧
61 土人保護法に代わって「アイヌ民族に関する法律」の制定を求める陳情が
62 北海道知事及び北海道議会議長に対してなされたことを受け、道は「ウタ
63 リ問題懇話会」を設置し、同懇話会は昭和 63（1988）年、北海道知事に対
64 しアイヌ新法問題についての報告書を提出した。

65 この報告書に基づいて、道、道議会及び北海道ウタリ協会は、同年、国に
66 対し「アイヌ民族に関する法律制定についての要望書」を提出した。

67 また、平成 5（1993）年の「国際先住民年」の制定以来、国際連合におい
68 て先住民を巡る議論が活発化し、「国際先住民の 10 年に関する活動計画」
69 が採択され、「先住民族の権利に関する国際連合宣言（案）」の検討も加速
70 された。

71 これらを背景として、平成 7（1995）年、内閣官房長官の私的諮問機関と
72 して「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、同懇談会
73 は、翌平成 8（1996）年、内閣官房長官に対して報告書を提出した。この報
74 告書の中では、アイヌの人たちが日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先
75 住していたこと、引き続き民族としての独自性を保っていること、アイヌ
76 の人たちの巡る歴史的経緯などが述べられるとともに、民族的な誇りが尊
77 重される社会の実現等を基本理念とする新たな施策を展開することが提言
78 された。なお、この間、日本は「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国
79 際条約」（以下「人種差別撤廃条約」という。）にも加入している。

80 上記報告書を受けて、平成 9（1997）年 5 月、「アイヌ文化の振興並びに
81 アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下「アイヌ

82 文化振興法」という。)が成立し、同年7月に施行されるとともに、北海道旧
83 土人保護法及び特別法である旭川市旧土人保護地処分法は廃止された。

84 アイヌ文化振興法は、我が国の法体系上アイヌの人たちを民族としては
85 じめて認め、「アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現
86 を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与する」ことを目的とし
87 ている。

88 アイヌ文化振興法及び関係政令において、北海道は、アイヌ文化の振興
89 等を図るための施策に関する基本計画を策定することとされており、「北
90 海道ウタリ福祉対策」で掲げられていた施策のうち、「文化の振興」及び
91 「アイヌの人たちについての理解の促進」に関する施策については、この計
92 画に基づく施策として推進されることとなった。

93 一方、アイヌ文化を支えるアイヌの人たちの生活向上に関しては、引き
94 続き「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に基づき、「生活の安
95 定」、「教育の充実」、「雇用の安定」、「産業の振興」及び「民間団体の
96 活動の促進」を施策の基本的方向として、各般の施策が総合的に推進され
97 ている。なお、アイヌ文化振興法の法律案に対する附帯決議においては、政
98 府は「北海道ウタリ福祉対策に対する支援の充実に、今後とも一層努める
99 こと」とされている。

100 また、この間、国は平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進
101 に関する法律」を定めるとともに、平成14(2002)年には「人権教育・啓
102 発に関する基本計画」を閣議決定し、国と地方公共団体とが連携して人権
103 擁護を進めるという方向を打ち出した。

104 4 衆参両院による「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の採択 105 及び「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の取りまとめ

106 平成19(2007)年9月、国際連合総会において、「先住民族の権利に関
107 する国際連合宣言」(以下「国連宣言」という。)が、我が国も賛成して採
108 択された。国連宣言は、政治・経済・文化その他広範な分野にわたって、先
109 住民族及びその個人の権利及び自由について規定し、先住民族と国家ある
110 いは国民の大多数を占める民族とのパートナーシップの重要性を強調して
111 おり、先住民族に係る政策のあり方の一般的な国際指針としての意義は大
112 きく、十分に尊重されなければならないものと考えられている。

113 国連宣言が採択された後、平成 20（2008）年 6 月には、衆議院及び参議
114 院の両院において、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（以
115 下「国会決議」という。）が全会一致で採択された。

116 国会決議は、政府に対して、アイヌの人々を先住民族であると認めるこ
117 と、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に努めるこ
118 とを求めるものであり、国会決議を受け、政府は、アイヌの人々が先住民族
119 であるとの認識を示した上で、総合的な施策の確立に向けた検討を行うた
120 め、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、約 1 年間の検
121 討を経て、平成 21（2009）年 7 月にその検討結果を取りまとめた報告書（以
122 下「有識者懇談会報告書」という。）が内閣官房長官に提出された。

123 有識者懇談会報告書では、「今後のアイヌ政策は、アイヌの人々が先住民
124 族であるという認識に基づいて展開していくことが必要である」とし、「国
125 の政策として近代化を進めた結果、先住民族であるアイヌの人々の文化に
126 打撃がもたらされた歴史も考慮すれば、従来にも増して、国が主体性を持
127 って政策を立案し遂行することが求められる」とされている。その上で、
128 「アイヌとしてのアイデンティティをもつ個人に関する政策は、その居住
129 地によって左右されるべきではない。現在、全国各地にアイヌの人々が生
130 活していると考えられることから、全国のアイヌの人々を対象にして政策
131 を実施する必要がある」とされている。また、生活向上関連施策について
132 は、広義の文化に係る政策の一つとして位置づけられ、「今日の北海道内の
133 アイヌの人々の生活状況等は一定の改善が見られているが」、「生活保護率
134 や大学への進学率等においてなお格差が存在しており、引き続き生活向上
135 関連施策を実施していくことが求められる」とした上で、「これらの格差の
136 存在により、アイヌの人々がアイヌとしてのアイデンティティや誇りを持
137 って選択することが妨げられ、アイヌ文化の振興や伝承の確保が困難とな
138 っている状況も否定できない」とされている。

139 II アイヌの人たちの生活実態

140 道においては、アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第2次）が
141 平成27（2015）年度に最終年次を迎えることから、道内に居住するアイヌの
142 人たちの生活実態を把握し、今後の施策のあり方を検討するための基礎資料
143 を得ることを目的として、平成25（2013）年10月に第7回目の「北海道ア
144 イヌ生活実態調査」（以下「今回の調査」という。）を実施した。

145 今回の調査における「アイヌ」とは、地域社会でアイヌの血を受け継いで
146 いると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計
147 を営んでいる方について、各市町村が把握することができた人数であり、道
148 内に居住するアイヌの人たちの全数とはなっていない。なお、アイヌの血を
149 受け継いでいると思われる方であっても、アイヌであることを否定している
150 場合は調査の対象とはしていない。

151 今回の調査の対象としたアイヌの人たちの人数は、66市町村で16,786人、
152 世帯数は6,880世帯となっており、平成18（2007）年の調査（以下「前回調
153 査」という。）に比べ、6市町村、6,996人、1,394世帯の減少となっている。
154 調査の対象となったアイヌの人たちが前回調査よりも大きく減少したことか
155 ら、今回の検討会議においては、調査の手法、あり方等についても検討を行
156 った。その検討結果は後に述べることとし、まず、今回の調査の主な項目に
157 ついて、その調査結果を概観することとする（以下に示す調査結果は、特に
158 断りのない限り、今回の調査の結果である。）。

159 なお、北海道に居住するアイヌの人たちの生活実態等に関する調査は、こ
160 れまで、道が実施してきたもの以外にはほとんど見られなかったが、北海道
161 大学アイヌ・先住民研究センターが、平成20（2008）年から平成23（2011）
162 年の4年間にわたって、北海道に居住するアイヌの人たちを対象にした総合
163 的な生活実態調査（以下「北大調査」という。）を実施した。北大調査は、
164 公平な学問的見地に立ち多角的な調査を試みたものとして大きな意義がある
165 が、この調査と今回の調査には同一又は類似の調査項目が多数あり、その結
166 果を比較すると、両者は概ね同様の傾向を示していると言える。そこで、今
167 回の調査の調査項目に含まれてはいないが、北大調査の調査項目となってい
168 るもののうち特に留意すべきものについては、その結果を併せて紹介する。

169 **1 生活の状況**

170 アイヌの人たちの生活状況を住民税の課税状況からみると、所得割課税
171 世帯が 57.0%、均等割のみ課税世帯が 6.9%、非課税世帯が 36.1%となっ
172 ている。前回調査と比べ、所得割課税世帯が 2.1 ポイント、非課税世帯が
173 6.4 ポイント増加する一方、均等割のみ課税世帯が 8.5 ポイント減少して
174 いる。

175 生活保護の状況をみると、保護率（人口 1,000 人中、生活保護を受けて
176 いる人の割合）は 44.8%（パーミル）であり、前回調査より 6.5 ポイント
177 増加している。アイヌの人たちが居住している市町村の住民全体（以下「居
178 住市町村」という。）と比較すると、前回調査では 1.6 倍の格差があった
179 が、今回の調査では 1.4 倍と格差が縮小している。

180 年間所得についてみると、200 万円未満の世帯が 31.6%、200 万円以上
181 350 万円未満が 26.4%、350 万円以上が 34.0%となっている。前回調査に
182 比べ、200 万円未満の世帯が 10.1 ポイント増加する一方、350 万円以上が
183 11.0 ポイント減少している。このことは、昨今の経済情勢の変化によって、
184 所得水準が低下傾向にあることを伺わせる。

185 また、「今、不安に思っていること」については、「自分と家族の健康」、
186 「収入が少なく生活が不安定」の順に多くなっている。

187 **2 教育の状況**

188 アイヌ子弟の進学率をみると、高校への進学率は 92.6%となっており、
189 居住市町村の高校進学率（98.6%）との差は 6.0 ポイントとなっている。

190 大学への進学率は 25.8%で、前回調査より 8.4 ポイント増加しており、
191 市町村の大学進学率（43.0%）との差は、前回調査の 21.1 ポイントから 17.2
192 ポイントへと縮小している。

193 また、これまでに塾に通ったことがあるかとの問に対しては、30 歳未満
194 のアイヌの人たちの 79.8%が「通っていない」と回答している。

195 さらに、今後、重要な対策として、「進学の奨励、技術・技能の習得など
196 子弟教育のための対策」と答えた人が 67.9%にのぼっており、教育に対す
197 る関心の高さが伺われる。そして、子どもの進学に対する親の希望として、
198 高校まで進学させたいとの回答が 12.8%である一方で、大学・短大までと
199 の回答が 60.5%であり、高等教育への進学希望が高いことが伺える。

200 なお、北大調査によると、高校・大学に進学したアイヌの人たちは、中途
201 退学する方が多いということが指摘されている。平成 11（1999）年の北海
202 道の高校中退率は 1.9%であったが、アイヌの人たちにおいては 12.9%と
203 なっている。また、大学中退率についてみると、平成 19（2007）年度の私
204 立大学中退率が 2.7%であるのに対し、大学に進学したアイヌの方の中退
205 率は 20.3%に達している。そうした調査結果とともに、「特に、大学進学
206 についていえば、アイヌ民族の多くが地方に居住していることを考えると、
207 授業料や入学一時金などの支援だけでは札幌などの都市部にある大学に進
208 学することが事実上困難な場合が多いことにも留意すべきであろう」との
209 評価がなされている。

210 **3 就業者の状況**

211 アイヌの人たちの就業状況は、第一次産業が 36.0%、第二次産業が
212 19.0%、第三次産業が 40.4%となっており、前回調査に比べ、第一次産業
213 が 7.4 ポイント増加した一方、第二次産業が 8.7 ポイント、第三次産業が
214 0.7 ポイントそれぞれ減少している。

215 一方、居住市町村の状況をみると、第一次産業が 4.7%、第二次産業が
216 16.8%、第三次産業が 72.2%となっており、アイヌの人たちの就業状況と
217 は大きく異なっている。

218 業種別の就業状況については、漁業が 26.3%ともっとも高く、次いで建
219 設業が 11.2%、農業・林業が 9.7%の順となっている。前回調査に比べ、
220 漁業は 6.2 ポイント、農業・林業は 1.2 ポイント増加している一方、建設
221 業は 6.8 ポイント減少している。

222 15 歳以上の世帯員の仕事の有無についてみると、仕事のある世帯員は
223 66.7%で、前回調査より 5.4 ポイント増加し、また、臨時雇用されている
224 者は 12.7%で、前回調査より 7.2 ポイント増加している。

225 就業先の経営形態は、個人経営の事業所が 48.3%と最も高くなっている。

226 また、「雇用の安定を図るため」に必要と思う施策としては、「職業紹介
227 や情報提供の充実」が 56.0%と最も高く、次いで「就職促進資金などの充
228 実」（53.5%）、「職業訓練の受講機会の確保」（46.3%）と続いている（複
229 数回答のため合計は 100%を超える。）。

230 **4 産業の状況**

231 アイヌの農家戸数は、前回調査の 273 戸から 262 戸と 4.0%減少してい
232 る。専業・兼業別にみると、第二種兼業が前回調査の 21.3%から 13.7%と
233 7.6 ポイント減少している一方、第一種兼業は前回調査の 22.3%から
234 30.2%と 7.9 ポイント増加している。

235 経営耕地面積の規模でみると、3ヘクタール未満が 24.4%、3ヘクタール
236 以上 10ヘクタール未満が 42.4%、10ヘクタール以上が 33.2%となっ
237 ており、前回調査に比べ、10ヘクタール以上の割合が 3.2 ポイント増加して
238 いるが、全道における 10ヘクタール以上の農家の割合は 59.4%となっ
239 ており、全道と比べ依然として 10ヘクタール以上の割合は少ない。

240 アイヌの個人漁業経営体数は、前回調査の 863 経営体から 615 経営体と
241 28.7%減少している。専業・兼業別にみると、専業が 93.5%と、全道の約
242 1.8 倍となっている。

243 漁業経営体を経営形態別でみると、「漁船漁業」が最も多く 62.1%、次
244 いで「養殖漁業」(24.4%)、「小型・大型定置網漁業」(9.1%)の順と
245 なっており、おおむね全道の構成比と同様となっている。

246 商工業の状況について、事業所の規模を見ると、常時従業者数が 5 人未
247 満の事業所が 82.6%を占めており、全道の 59.4%と比べ零細規模の事業所
248 が多い。

249 「産業の振興を図るため」に必要と思う施策としては、「農林漁業の生産
250 基盤などの整備や経営の近代化」が 56.5%と最も高く、次いで「各種貸付
251 金の充実」が 49.3%となっている(複数回答のため合計は 100%を超える。)

252 5 住宅の状況

253 住宅の所有状況は、持家住宅が 70.8%で前回調査より 4.0 ポイント増加
254 しており、全道と比べ 13.7 ポイント高くなっている。ただし、持家の割合
255 が多いとはいっても、老朽化が進んでいることには注意を要する。また、借
256 家の状況についてみると、全道と比べ、公営の借家に入居している方の割
257 合が高い一方、民営の借家に入居している方の割合が低くなっている。こ
258 のことは、民営の借家の家賃を支払うことができる余裕のある人が多くは
259 ないことを伺わせる。

260 持家住宅の老朽程度については、「修理の必要なし」が 50.8%となっ
261 ているものの、平成 5 年の調査から 4 回連続して減少している。

262 III 今後の施策の必要性

263 今回の調査の結果やこれと関連する他の資料等を全体的に見ると、いくつ
264 かの項目において、アイヌの人たちと道民一般との格差は改善の傾向を示し
265 ており、これまでの施策が一定の成果をあげてきたものと評価できる。

266 しかし、格差が縮小傾向にあるとはいえ、生活保護率は居住市町村の保護
267 率の1.4倍となっており、また、大学進学率についても、居住市町村よりも
268 17.2ポイント低くなっている。さらに、臨時雇用の増加など、不安定な就労
269 状況にあって生活面の不安を抱えている世帯が多いこと、農業や商工業の経
270 営規模が零細であること、学校や結婚、職場などでの差別が依然として存在
271 していることなど、アイヌの人たちを取り巻く環境は厳しい状況にあること
272 が伺える。現に、特別な対策が必要であると考えているアイヌの人は60.6%
273 と、前回調査よりも3.0ポイント増加しており、特別な対策は必要ないとの
274 回答(9.6%)の6倍以上となっている。

275 このような事情に鑑み、当検討会議は、これらの課題のより効果的な解決
276 を図るため、アイヌの人たちの民族としての誇りを回復しまた増進すること
277 を基本に据え、道は、これまでの施策では不十分であった点を補いながら、
278 平成28(2016)年度以降も引き続き、アイヌの人たちの社会的・経済的地位
279 の向上のための施策を一層推進する必要がある。

280 なお、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会を実現するた
281 めには、こうした施策と合わせて、アイヌの人たちの歴史や文化、アイヌの
282 人たちが置かれている現状に対する道民及び国民の理解の促進を図ることが
283 重要である。まず、アイヌの伝統等に関する道民に対する知識の普及及び啓
284 発については、平成11(1999)年に道が定めた「アイヌ文化の振興等を図る
285 ための施策に関する基本計画」に基づく施策として位置づけられているところ
286 であり、道においては、今後とも、こうした施策を積極的に推進すること
287 が必要である。さらに、「人種差別撤廃条約」加入などの流れのもとで閣議
288 決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」においては、アイヌの人た
289 ちが居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほ
290 か、結婚や就職等における偏見や差別の問題があるとした上で、アイヌの人
291 たちの人権を尊重するとの観点から、種々の取組を積極的に推進することと
292 されており、道としても、国と連携・協力しながら、人権啓発等の活動を推

293 進していくことが求められる。また、国民の理解の促進については、有識者
294 懇談会報告書において、重点的に展開すべき政策の一つとして掲げられてい
295 るところであり、国における取組の更なる充実が求められる。

296 IV 今後の施策の基本的方向

297 今後の施策の基本的方向を見定めるために、アイヌの人たちに対する生活
298 向上施策を実施する根拠について改めて考え直してみるならば、道が従来実
299 施してきた生活向上施策は、アイヌの人たちと道民一般の生活水準の格差に
300 着目し、その格差を埋めることを主眼としてきたといえる。しかしながら、
301 これからの生活向上施策は、そうした格差是正を図るための生活向上施策の
302 枠組みを越えた、パラダイムの転換を果たさなければならない。すなわち、
303 これからの生活向上施策は、アイヌの人たちが、自らがアイヌであることに
304 民族としての誇りを持ち、アイヌの伝統や文化の担い手として、その継承や
305 発展に積極的に関わることができる社会を実現することを目指し、諸外国の
306 事例等も参考としながら、その環境づくりに取り組む一環として位置づけ直
307 してゆくことが必要であると考え。そして、その際にはまた、アイヌの人
308 たちのための生活向上施策は、アイヌの人たちのライフ・サイクルを多角的
309 に支援して、アイヌの人たちの世代継承や発展に資するものでなければなら
310 いと考える。

311 アイヌの人たちの多くが北海道内に居住し、道民一般との間には依然とし
312 て社会的・経済的に格差がある実態を考えるならば、道においては、国にお
313 けるアイヌ政策推進会議等での検討状況を見据えながらも、国における総合
314 的な政策の確立をただ待ち受けるといふことなく、北海道に居住するアイヌ
315 の人たちの実情やニーズを踏まえ、国からの支援も要請しつつ、以下に掲げ
316 る施策を着実に実施することが必要である。その際、国においては、従来の
317 国庫補助率の引上げや補助対象経費の拡大など、道をはじめとする地方公共
318 団体等の取組に対する積極的な支援に努められることを特に要望したい。有
319 識者懇談会報告書の趣旨からしても、アイヌの人たちが先住民族であること
320 に基づく政策は、国もまた、その実施根拠となる法律を制定した上で、主体
321 となって全国的に展開すべきものである。

322 なお、施策の実施に当たっては、各施策の内容に加え、アイヌの人たちに
323 対して生活向上施策を実施することの必要性や、施策の対象となるアイヌの
324 人たちがいかなる手続を経て確認されているかという点についても、実態調
325 査や既存の戸籍の活用など改めて検討を行いながら、一層明確な形で道民及
326 び国民に示してゆくことが求められる。

327 以上の点を踏まえるならば、今後の生活向上施策の推進に当たっては、第
328 2次推進方策で掲げられた、「生活の安定」、「教育の充実」、「雇用の安
329 定」、「産業の振興」、「民間団体の活動の促進」の5つの基本的方向を柱
330 としつつ、これらを改めてアイヌの人たちのライフ・サイクルに合わせて系
331 統的に「教育の充実」、「雇用の安定」、「産業の振興」、「生活の安定」、
332 「組織活動の充実及び組織間の連携強化」と組み替えながら、第2次推進方
333 策に基づき実施されてきた具体の施策のうち、効果の見出されるものはこれ
334 を維持し、効果が不十分と思われるものについては事業内容の見直しを行う
335 ことが必要である。

336 特に、「教育の充実」に関しては、生活保護率や大学進学率について、ア
337 イヌの人たちが住む市町村の住民全体との間に、いまだに大きな格差がある
338 ことなどから、従来の奨学金給付・貸付事業に加えて、ライフ・サイクルの
339 出発点からの格差是正を試みるべく、初等教育期からの教育支援の充実に改
340 めて努めるよう提言する。

341 さらに、「雇用の安定」、「産業の振興」及び「生活の安定」といった観
342 点からも、アイヌ文化の振興や伝承のための活動がアイヌの人たちの経済的
343 自立に結びつくような方策の検討が望まれる。このことは、北大調査の結果
344 にもあるとおり、アイヌ文化に接した体験を有するアイヌの人たちのほとん
345 どが、アイヌとしてのアイデンティティを深めているにもかかわらず、アイ
346 ヌ文化に接するだけの経済的余裕がないために、そのような機会をもてない
347 アイヌの人たちも少なくないという実情に応じる意味でも重要である。

348 アイヌ工芸品の販路拡大については、これまで、空港施設や商業施設等に
349 おいて工芸品の展示会が年に数回実施されてきたが、更なる販路拡大を図る
350 ことが必要である。また、公益社団法人北海道アイヌ協会（以下「道アイヌ
351 協会」という。）においては、平成22（2010）年度から3年間にわたり、ア
352 イヌ・ブランドの確立に向けた調査を実施しているが、今後、その成果も活
353 用しながら、道もさらに協力をして、アイヌ・ブランドの確立に向けた検討
354 が進められることが望まれる。

355 また、施策の中には、その実施主体が市町村であり、道は市町村に補助金
356 を交付することで支援するという仕組みになっているものがあることを踏ま
357 えると、道と市町村とが緊密にコミュニケーションを図り、連携・協力して、

358 施策の効果を一層高めていくよう努めることが必要である。そして、その際
359 には、アイヌの人たちの抱える様々な問題やその背景あるいは状況変化につ
360 いて、関係者が理解を深める機会を設けることも必要である。

361 加えて、行政がアイヌの人たちの生活向上・経済的自立を図るための施策
362 を展開するに当たっては、なぜこうした特別施策が必要なのかということに
363 ついて、道民及び国民の理解を得るよう努めることが不可欠である。

364 1 教育の充実

365 ○ 次代を担うアイヌの子どもたちの教育の充実・振興を図るため、初等
366 教育期からの適切な支援方策を検討する必要がある。

367 ○ 就労の安定や生活水準の向上などを図り、また、国内外の様々な分野
368 で活躍できる人材の育成を図る上で、子どもたちの教育水準を高めるこ
369 とは非常に重要であることから、アイヌの若い人たちの高校・大学等
370 の修学の奨励に努める必要がある。

371 また、修学資金及び入学支度金の対象経費の拡大及び上限単価の引上
372 げについて検討する必要がある。

373 ○ 大学におけるアイヌの子どもたちの推薦入学枠の確保を道内の各大学
374 に働きかけることについて検討する必要がある。

375 2 雇用の安定

376 ○ 職業訓練の受講機会を確保し、技術や知識の習得を促進する必要があ
377 る。

378 また、職業訓練の充実と訓練終了後の雇用の確保、関連産業の育成など
379 を図る必要がある。

380 ○ 職業相談や求人開拓を促進するため、職業相談員の活動の充実を図る
381 とともに、研修の充実等により資質の向上を図る必要がある。

382 ○ 就職促進資金の活用を促進する必要がある。

383 ○ 求人に応じられるような各種業務免許の取得の促進を図る必要がある。

384 3 産業の振興

385 (1) 農林漁業の振興

386 ○ 農林漁家の経営改善を図るため、生産基盤の整備や経営近代化施設の
387 整備を計画的に進めていく必要がある。

- 388 ○ 農山漁村経営改善資金等の活用を促進する必要がある。
- 389 (2) 中小企業の振興
- 390 ○ アイヌ工芸品の周知を図り販路を拡大するため、アイヌ工芸品常設展
- 391 示場の設置や、地域における施設の活用などを更に図るとともに、アイ
- 392 ヌ・ブランドの確立に向けた検討を進める必要がある。
- 393 ○ 工芸者の製作技術の向上を図る必要がある。
- 394 ○ 中小企業の経営の安定を促進するため、経営改善普及指導員による相
- 395 談・指導活動の充実を図る必要がある。また、研修の充実等により、経営
- 396 改善普及指導員の資質の向上を図る必要がある。
- 397 ○ 中小企業総合振興資金等の活用を促進する必要がある。
- 398 また、アイヌの商工業者に対する融資制度及び利子補給制度の創設を
- 399 図る必要がある。

400 4 生活の安定

401 (1) 生活の安定

- 402 ○ 健康をはじめとした生活上の各種相談に応じる生活相談員の活動の充
- 403 実を図るとともに、研修の充実等により資質の向上を図る必要がある。
- 404 ○ アイヌの人たちの様々な活動の場である生活館について、アイヌの人
- 405 たちが使いやすい環境の整備や運営の充実を図る必要がある。
- 406 ○ 生活の安定を図るため、アイヌ生活向上振興資金の活用を促進すると
- 407 ともに、必要な見直しを行うなど、制度の充実を図る必要がある。

408 (2) 生活環境等の改善

- 409 ○ 生活館や地区道路等の整備に当たっては、地域のアイヌの人たちの意
- 410 向を把握しながら、整備の必要性や緊急性を検討し、計画的に進めてい
- 411 く必要がある。
- 412 ○ 住宅の改善を促進するため、新築・改修及び宅地取得資金の活用を促
- 413 進するなど、住宅支援策の充実に努める必要がある。
- 414 なお、新築・改修及び宅地取得資金の活用に当たっては、円滑な事業の
- 415 実施が図られるよう、適切な償還計画の策定などについて、道と事業主体
- 416 である市町村とのより一層の連携が求められる。

417 5 組織活動の充実及び組織間の連携強化

- 418 ○ アイヌの人たちの抱える様々な問題を解決する上で、アイヌの人たち

- 419 が自主的に組織した道アイヌ協会の役割は非常に重要であり、道アイヌ
420 協会の活動の公平性や透明性の確保に引き続き留意しながら、広報啓発
421 活動の促進や組織活動の強化など、道アイヌ協会の活動に対する支援を
422 積極的に行う必要がある。
- 423 ○ 次代を担う子どもたちの育成や、組織の中核となる青年・女性層の活
424 動の充実・強化など、道アイヌ協会の組織強化のため地域において取り
425 組まれている活動を促進する必要がある。
- 426 ○ 自主的活動を推進している団体や大学等の研究機関が密接に連携し、
427 それぞれが保有する情報等を共有できる体制を積極的に構築する必要が
428 ある。
- 429 ○ アイヌの人たちに対する生活支援の状況をフォローしていくために、
430 関係組織や関係者の間の定期的な研修や情報共有の場を設ける必要があ
431 る。

432 V 次期対策の期間等

433 ○ これまで実施してきた4次にわたるウタリ福祉対策及び2次にわたるア
434 イヌの人たちの生活向上に関する推進方策においては、計画推進期間を7
435 年間としてきたが、7年間という長期の期間では、その間の社会経済情勢
436 の変化に対応できないものと考えられることから、次期対策の期間につい
437 ては、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間が適当と考
438 える。

439 ○ 次期対策期間中に、国における全国的見地からの政策展開や社会経済情
440 勢の変化など、アイヌの人たちを取り巻く環境の変化も予想されることか
441 ら、弾力的な運用について十分配慮するとともに、必要に応じて事業の見
442 直し等を行いながら、効果的な施策の推進に努める必要がある。

443 ○ アイヌ生活実態調査は、アイヌの人たちに対する総合的な施策のあり方
444 を検討するために必要な基礎資料を得る上で、非常に重要な調査であり、
445 今後とも継続して実施することが必要である。なお、今回の調査において
446 は、調査対象となったアイヌの方が、前回調査よりも大幅に減少する結果
447 となったが、調査対象者の把握に当たっては、地域の協会を含めたアイヌ
448 協会の協力が不可欠であり、アイヌ協会においては、調査の実施主体に積
449 極的に協力することが期待される。

450 上述のとおり、アイヌ生活実態調査は、アイヌの人たちに対する総合的
451 な施策の検討及び推進と連動するものであることから、次回の調査は、次
452 期対策の期間が満了する前に実施することが必要であり、その実施に当た
453 っては、北海道大学アイヌ・先住民研究センター等の研究機関の協力も得
454 て行うことが望ましい。

455 ○ また、アイヌ生活実態調査は、市町村調査、地区調査、世帯調査及びア
456 ンケート調査で構成されているが、世帯調査及びアンケート調査は、調査
457 対象となった6,880世帯から抽出した300世帯を調査対象としていた。こ
458 の300世帯という抽出数が適当かどうかという点については、次回の調査
459 までに、専門家の意見も聴取しながら検討を進める必要がある。

460 ○ なお、これまでの7回にわたる調査はいずれも、北海道が実施してきた
461 ところであり、道は、地域の実情に応じたアイヌ政策を展開する上で必要
462 な措置をとるために調査を継続実施すべきであることは言うまでもないが、

463 一方で、アイヌ政策は、我が国の先住民族政策として、全国の見地から国
464 が主体となって取り組むべきものでもあるから、その基礎資料を得るため
465 の生活実態調査についても、国は道の調査を支援するとともに自らもまた
466 必要な調査を行うことが適当である。

おわりに

468 平成 20 年に、アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議を受けた
469 政府が、アイヌの人たちが我が国の先住民族であるとの認識の下に、これま
470 でのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むとの考えを示
471 したことにより、アイヌ政策は、大きな転機を迎えた。

472 従来のアイヌ政策は、アイヌの人たちと道民一般との社会的・経済的格差
473 に着目し、その格差を埋めるという観点から、道をはじめとする地方自治体
474 が各種の生活向上施策を実施し、国はそうした施策を実施する地方自治体に
475 補助金等を交付することで支援するという形がとられてきた。しかしながら、
476 当検討会議としては、我が国の先住民族であるアイヌの人たちに対する政策
477 を、その民族としての誇りを回復しまた増進するために、道と国の一層の連
478 携・協力において全国的見地から推進する時が来ているものと考え。道は
479 じめとする地方公共団体は、地域の実情を踏まえた自主的取組を展開しな
480 がら、国と連携・協力してアイヌの人たちに対する施策の効果をより高めて
481 ゆくと同時に、国もまた主体となって、有識者懇談会報告書の趣旨を踏まえ、
482 総合的な政策を推進し、道などの地方公共団体の取組を後押しするという有
483 機的な体制が早期に構築されるべきである。この検討会議は、道から、今後
484 のアイヌ政策のあり方について検討するよう求められて発足したものである
485 以上、この報告書も基本的に道に対する政策提言ではあるが、一方で、本文
486 の随所において国に対しても提言を行っているのは、まさにこのような考え
487 に基づくものである。

488 アイヌの人たちの民族としての誇りに応答する総合的な生活支援の推進を
489 つとに願って、この検討会議のまとめとする。

検討会議の開催経過及び各回の議題

回数等	開催年月日	議 題
第1回	平成26年7月16日	1. 会議の設置趣旨等について 2. 会議の進め方について 3. アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策の経緯等について 4. アイヌ関連施策の概要について 5. 平成25年北海道アイヌ生活実態調査の結果について
第2回	平成26年10月6日	1. 現状のアイヌ施策の課題整理について 2. 次期対策の必要性の検討について
ヒアリング	平成26年11月21日	若手のアイヌの方に対するヒアリング
第3回	平成26年12月12日	1. 若手のアイヌの方に対するヒアリングの実施結果等について 2. 次回実態調査のあり方について 3. 次期対策の体系、内容等について
第4回	平成27年2月10日	報告書案について

アイヌ生活向上推進方策検討会議委員名簿

委員長	長谷川	晃	北海道大学大学院法学研究科長 北海道大学大学院法学研究科教授
副委員長	阿部	一司	公益社団法人北海道アイヌ協会副理事長
	秋辺	日出男	阿寒アイヌ工芸協同組合専務理事
	芦田	廣康	白糠漁業協同組合専務理事
	芦谷	明美	むかわ町アイヌ生活相談員
	石橋	孝	北海道商工会連合会事務局長
	小川	悠治	標津漁業協同組合代表監事 標津町議会副議長
	落合	研一	北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授
	貝澤	守	二風谷民芸組合代表理事
	酒井	芳秀	北海道アイヌ地区振興対策事業推進協議会会長 新ひだか町長
	山口	輝	千歳市立末広小学校校長

(案)

アイヌの人たちに対する
今後の総合的な施策のあり方について

(第3次)

平成27年 月

アイヌ生活向上推進方策検討会議

目 次

はじめに	1
I アイヌの人たちに対する施策の経緯	2
1 北海道旧土人保護法の制定	2
2 北海道ウタリ福祉対策及び アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策の策定	2
3 アイヌ文化振興法の制定	3
4 衆参両院による「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の採択 及び「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の取りまとめ	4
II アイヌの人たちの生活実態	6
1 生活の状況	7
2 教育の状況	7
3 就業者の状況	8
4 産業の状況	8
5 住宅の状況	9
III 今後の施策の必要性	10
IV 今後の施策の基本的方向	12
1 教育の充実	14
2 雇用の安定	14
3 産業の振興	14
4 生活の安定	15
5 組織活動の充実及び組織間の連携強化	15
V 次期対策の期間等	17
おわりに	19
検討会議の開催経過及び各回の議題	20
アイヌ生活向上推進方策検討会議委員名簿	21

はじめに

道においては、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上を図るため、昭和49（1974）年度からこれまで、4次にわたる北海道ウタリ福祉対策及び2次にわたるアイヌの人たちの生活向上に関する推進方策を策定し、国、市町村及び関係団体の協力を得ながら、各般にわたる施策を総合的に推進してきた。

現在進められている「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第2次）」が平成27（2015）年度で終了することから、当検討会議は、昨年6月、平成28（2016）年度以後におけるアイヌの人たちに対する施策のあり方について検討を行うよう、道から求められた。

以来、当検討会議は、道が平成25（2013）年10月に実施した「北海道アイヌ生活実態調査」の結果や、特にアイヌの若い人たちから直接聴取した意見、更には平成21（2009）年7月に国の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が取りまとめた報告書の趣旨、そして北海道大学アイヌ・先住民研究センターが平成20（2008）年から23（2011）年にかけて行った「アイヌ生活実態調査」の結果なども考慮するとともに、これまでに国内外で公にされてきたアイヌの人たちの人権の尊重に係る様々な資料や関係者の活動なども改めて振り返りながら、アイヌの人たちの民族としての誇りを十分に尊重した生活支援を実現すべく、考慮しながら検討を重ね、この度、審議の結果を以下のとおり取りまとめた。

当検討会議としては、道に対し、以下の施策を積極的に推進することを提言する。

コメントの追加 [北海道1]: アイヌの人たちの人権の尊重に関わる記述を追記

22 I アイヌの人たちに対する施策の経緯

23 以下では、前回までの報告書と同様に、アイヌの人たちに対する施策の
24 経緯についてまず述べる。ここでは、これまでに述べられてきた歴史的経
25 緯に加えて、国内外における先住民族を巡る動きなど、近年に展開を見た
26 新たな事情についても踏まえることとする。

コメントの追加 [北海道2]: 文言整理

27 1 北海道旧土人保護法の制定

28 明治政府は、本州などからの大規模な移住を奨励し、北海道開拓を進め
29 ていった。文明開化の流れの中で、アイヌの伝統的な風俗・生活習慣を制限
30 する政策が進められ、言語についても、日本語を学ぶことを余儀なくが推
31 奨された。

コメントの追加 [北海道3]: 文言整理

32 また、近代的な土地所有制度が導入されると、当時のアイヌの人たち
33 には個人的な土地所有の観念がなく、所有権を取得した人はほとんどいなか
34 ったため、移住者の増加に伴い、アイヌの人たちは狩猟、漁撈、採集などの
35 場を失っていった。さらに、北海道の開拓が進むにつれ、鹿猟や鮭の捕獲と
36 いった、アイヌの人たちの伝統的生業が、全道的に規制されることとなっ
37 た。

コメントの追加 [北海道4]: 一文の中に「アイヌの人た
ちの」が複数あるため記述を整理（以下2箇所も同
じ）

38 こうして、アイヌの人たちの社会や文化が大きな打撃を受け、生活の基
39 盤が失われていくとともに、アイヌの人たちの生活は困窮し、また、いわれ
40 なき差別を受けることとなったていった。

コメントの追加 [北海道5]: アイヌの人たちの人権の尊
重に関わる記述を追記

41 アイヌの人たちのこうした生活状況は帝国議会において取り上げられる
42 ようになり、明治32（1899）年には、アイヌの人たちの生活の安定を図る
43 ことを目的とする「北海道旧土人保護法」が制定されたが、アイヌの人たち
44 の窮状を十分改善するには至らなかった。

45 2 北海道ウタリ福祉対策及びアイヌの人たちの生活向上に関する推進
46 方策の策定

47 第二次世界大戦後の社会・経済状況の変化の中であって、アイヌの人た
48 ちを取り巻く生活環境も変わったが、道民一般との社会的・経済的な格差
49 は依然として大きく、恵まれない状況にあった。

50 このため、道では、国の支援を受け、昭和36（1961）年度以降、生活館
51 や共同浴場の整備などの福祉向上対策の取組を開始したが、十分な成果に

52 は至らず、アイヌの人たちの生活福祉の向上のための総合的な対策が求め
53 られるようになった。

54 そこで道では、昭和 49（1974）年度に、長期的展望に立った総合的な対
55 策として、「北海道ウタリ福祉対策」を策定し、これに基づき施策を推進し
56 てきた。以来、三度の改訂を重ねた後、平成 13（2001）年度には「アイヌ
57 の人たちの生活向上に関する推進方策」を策定し、現在は、平成 20（2008）
58 年度に策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第 2 次）」
59 （以下「第 2 次推進方策」という。）に基づき、各般の施策を総合的に推進
60 している。

61 3 アイヌ文化振興法の制定

62 昭和 59（1984）年、社団法人北海道ウタリ協会（当時）から、北海道旧
63 土人保護法に代わって「アイヌ民族に関する法律」の制定を求める陳情が
64 北海道知事及び北海道議会議長に対してなされたことを受け、道は「ウタ
65 リ問題懇話会」を設置し、同懇話会は昭和 63（1988）年、北海道知事に対
66 しアイヌ新法問題についての報告書を提出した。

67 この報告書に基づいて、道、道議会及び北海道ウタリ協会は、同年、国に
68 対し「アイヌ民族に関する法律制定についての要望書」を提出した。

69 また、平成 5（1993）年の「国際先住民年」の制定以来、国際連合におい
70 て先住民を巡る議論が活発化し、「国際先住民の 10 年に関する活動計画」
71 が採択され、「先住民族の権利に関する国際連合宣言（案）」の検討も加速
72 された。

73 これらを背景として、平成 7（1995）年、内閣官房長官の私的諮問機関と
74 して「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、同懇談会
75 は、翌平成 8（1996）年、内閣官房長官に対して報告書を提出した。この報
76 告書の中では、アイヌの人たちが日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先
77 住していたこと、引き続き民族としての独自性を保っていること、アイヌ
78 の人たちを巡る歴史的経緯などが述べられるとともに、民族的な誇りが尊
79 重される社会の実現等を基本理念とする新たな施策を展開することが提言
80 された。なお、この間、日本は「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国
81 際条約」（以下「人種差別撤廃条約」という。）にも加入している。

82 上記同報告書を受けて、平成 9（1997）年 5 月、「アイヌ文化の振興並び

コメントの追加 [北海道6]: 歴史的経緯に関わる記述
を追記

コメントの追加 [北海道7]: ウタリ懇の報告書の内容
を追記

コメントの追加 [北海道8]: アイヌの人たちの人権の
尊重に関わる記述を追記

83 にアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下「アイ
84 ヌ文化振興法」という。）が成立し、同年7月に施行されるとともに、北海道
85 旧土人保護法及び特別法である旭川市旧土人保護地処分法は廃止された。

86 アイヌ文化振興法は、我が国の法体系上アイヌの人たちを民族としては
87 じめて認め、「アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現
88 を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与する」ことを目的とし
89 ている。

90 アイヌ文化振興法及び関係政令において~~は~~、北海道は、アイヌ文化の振
91 興等を図るための施策に関する基本計画を策定することとされており、「北
92 海道ウタリ福祉対策」で掲げられていた施策のうち、「文化の振興」及び
93 「アイヌの人たちについての理解の促進」に関する施策については、この計
94 画に基づく施策として推進されることとなった。

95 一方、アイヌ文化を支えるアイヌの人たちの生活向上に関しては、引き
96 続き「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に基づき、「生活の安
97 定」、「教育の充実」、「雇用の安定」、「産業の振興」及び「民間団体の
98 活動の促進」を施策の基本的方向として、各般の施策が総合的に推進され
99 ている。なお、アイヌ文化振興法の法律案に対する附帯決議においては、政
100 府は「北海道ウタリ福祉対策に対する支援の充実に、今後とも一層努める
101 こと」とされている。

102 また、この間、国は平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進
103 に関する法律」を定めるとともに、平成14（2002）年には「人権教育・啓
104 発に関する基本計画」を閣議決定し、国と地方公共団体とが連携して人権
105 擁護を進めるという方向を打ち出した。

106 4 衆参両院による「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の採択 107 及び「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の取りまとめ

108 平成19（2007）年9月、国際連合総会において、「先住民族の権利に関
109 する国際連合宣言」（以下「国連宣言」という。）が、我が国も賛成して採
110 択された。国連宣言は、政治・経済・文化その他広範な分野にわたって、先
111 住民族及びその個人の権利及び自由について規定して~~あり~~、先住民族と国
112 家あるいは国民の大多数を占める民族とのパートナーシップの重要性を強
113 調してあり、先住民族に係る政策のあり方の一般的な国際指針としての意

コメントの追加 [北海道9]: アイヌの人たちの人権の
尊重に関わる記述を追記

114 義は大きく、十分に尊重されなければならないものと考えられている。

コメントの追加 [北海道10]: 国連宣言の意義を追記

115 国連宣言が採択された後、平成 20 (2008) 年 6 月には、衆議院及び参議
116 院の両院において、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」(以
117 下「国会決議」という。)が全会一致で採択された。

118 国会決議は、政府に対して、アイヌの人々を先住民族であると認めるこ
119 と、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に努めるこ
120 とを求めるものであり、国会決議を受け、政府は、アイヌの人々が先住民族
121 であるとの認識を示した上で、総合的な施策の確立に向けた検討を行うた
122 め、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、約 1 年間の検
123 討を経て、平成 21 (2009) 年 7 月にその検討結果を取りまとめた報告書(以
124 下「有識者懇談会報告書」という。)が内閣官房長官に提出された。

125 有識者懇談会報告書では、「今後のアイヌ政策は、アイヌの人々が先住民
126 族であるという認識に基づいて展開していくことが必要である」とし、「国
127 の政策として近代化を進めた結果、先住民族であるアイヌの人々の文化に
128 打撃がもたらされた歴史も考慮すれば、従来にも増して、国が主体性を持
129 って政策を立案し遂行することが求められる」とされている。その上でま
130 た、「アイヌとしてのアイデンティティをもつ個人に関する政策は、その居
131 住地によって左右されるべきではない。現在、全国各地にアイヌの人々が
132 生活していると考えられることから、全国のアイヌの人々を対象にして政
133 策を実施する必要がある」とされている。また、生活向上関連施策につい
134 ては、広義の文化に係る政策の一つとして位置づけられ、「今日の北海道内の
135 アイヌの人々の生活状況等は一定の改善が見られているが」、「生活保護率
136 や大学への進学率等においてなお格差が存在しており、引き続き生活向上
137 関連施策を実施していくことが求められる」とした上で、「これらの格差の
138 存在により、アイヌの人々がアイヌとしてのアイデンティティや誇りを持
139 って選択することが妨げられ、アイヌ文化の振興や伝承の確保が困難とな
140 っている状況も否定できない」とされている。

コメントの追加 [北海道11]: 有識者懇談会報告書に
おける生活向上関連施策の位置づけを紹介

141 **Ⅱ アイヌの人たちの生活実態**

142 道においては、アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第2次）が
143 平成27（2015）年度に最終年次を迎えることから、道内に居住するアイヌの
144 人たちの生活実態を把握し、今後の施策のあり方を検討するための基礎資料
145 を得ることを目的として、平成25（2013）年10月に第7回目の「北海道ア
146 イヌ生活実態調査」（以下「今回の調査」という。）を実施した。

147 今回の調査における「アイヌ」とは、地域社会でアイヌの血を受け継いで
148 いると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計
149 を営んでいる方について、各市町村が把握することができた人数であり、道
150 内に居住するアイヌの人たちの全数とはなっていない。なお、アイヌの血を
151 受け継いでいると思われる方であっても、アイヌであることを否定している
152 場合は調査の対象とはしていない。

153 今回の調査の対象としたアイヌの人たちの人数は、66市町村で16,786人、
154 世帯数は6,880世帯となっており、平成18（2007）年の調査（以下「前回調
155 査」という。）に比べ、6市町村、6,996人、1,394世帯の減少となっている。
156 調査の対象となったアイヌの人たちが前回調査よりも大きく減少したことから、
157 今回の検討会議においては、調査の手法、あり方等についても検討を行
158 った。その検討結果は後に述べることとし、まず、今回の調査の主な項目に
159 ついて、その調査結果を概観することとする（以下に示す調査結果は、特に
160 断りのない限り、今回の調査の結果である。）。

161 なお、北海道に居住するアイヌの人たちの生活実態等に関する調査は、こ
162 れまで、道が実施してきたもの以外にはほとんど見られなかったが、北海道
163 大学アイヌ・先住民研究センターが、平成20（2008）年から平成23（2011）
164 年の4年間にわたって、北海道に居住するアイヌの人たちを対象にした総合
165 的な生活実態調査（以下「北大調査」という。）を実施した。北大調査は、
166 公平な学問的見地に立ち多角的な調査を試みたものとして大きな意義がある
167 が、この調査と今回の調査には同一又は類似の調査項目が多数あり、その結
168 果を比較すると、両者は概ね同様の傾向を示していると言える。そこで、今
169 回の調査の調査項目に含まれてはいないが、北大調査の調査項目となってい
170 るもののうち特に留意すべきものについては、その結果を併せて紹介する。

171 **1 生活の状況**

172 アイヌの人たちの生活状況を住民税の課税状況からみると、所得割課税
173 世帯が 57.0%、均等割のみ課税世帯が 6.9%、非課税世帯が 36.1%となっ
174 ている。前回調査と比べ、所得割課税世帯が 2.1 ポイント、非課税世帯が
175 6.4 ポイント増加する一方、均等割のみ課税世帯が 8.5 ポイント減少して
176 いる。

177 生活保護の状況をみると、保護率（人口 1,000 人中、生活保護を受けて
178 いる人の割合）は 44.8%（パーミル）であり、前回調査より 6.5 ポイント
179 増加している。アイヌの人たちが居住している市町村の住民全体（以下「居
180 住市町村」という。）と比較すると、前回調査では 1.6 倍の格差があった
181 が、今回の調査では 1.4 倍と格差が縮小している。

182 年間所得についてみると、200 万円未満の世帯が 31.6%、200 万円以上
183 350 万円未満が 26.4%、350 万円以上が 34.0%となっている。前回調査に
184 比べ、200 万円未満の世帯が 10.1 ポイント増加する一方、350 万円以上が
185 11.0 ポイント減少している。このことは、昨今の経済情勢の変化によって、
186 所得水準が低下傾向にあることを伺わせる。

187 また、「今、不安に思っていること」については、「自分と家族の健康」、
188 「収入が少なく生活が不安定」の順に多くなっている。

189 **2 教育の状況**

190 アイヌ子弟の進学率をみると、高校への進学率は 92.6%となっており、
191 居住市町村の高校進学率（98.6%）との差は 6.0 ポイントとなっている。

192 大学への進学率は 25.8%で、前回調査より 8.4 ポイント増加しており、
193 市町村の大学進学率（43.0%）との差は、前回調査の 21.1 ポイントから 17.2
194 ポイントへと縮小している。

195 また、これまでに塾に通ったことがあるかとの間に対しては、30 歳未満
196 のアイヌの人たちの 79.8%が「通っていない」と回答している。

197 さらに、今後、重要な対策として、「進学の奨励、技術・技能の習得など
198 子弟教育のための対策」と答えた人が 67.9%にのぼっており、教育に対す
199 る関心の高さが伺われる。そして、子どもの進学に対する親の希望として、
200 高校まで進学させたいとの回答が 12.8%である一方で、大学・短大までと
201 の回答が 60.5%であり、高等教育への進学希望が高いことが伺える。

202 なお、北大調査によると、高校・大学に進学したアイヌの人たちは、中途
203 退学する方が多いということが指摘されている。平成 11（1999）年の北海
204 道の高校中退率は 1.9%であったが、アイヌの人たちにおいては 12.9%と
205 なっている。また、大学中退率についてみると、平成 19（2007）年度の私
206 立大学中退率が 2.7%であるのに対し、大学に進学したアイヌの方の中退
207 率は 20.3%に達している。そうした調査結果とともに、「特に、大学進学
208 についていえば、アイヌ民族の多くが地方に居住していることを考えると、
209 授業料や入学一時金などの支援だけでは札幌などの都市部にある大学に進
210 学することが事実上困難な場合が多いことにも留意すべきであろう」との
211 評価がなされている。

212 3 就業者の状況

213 アイヌの人たちの就業状況は、第一次産業が 36.0%、第二次産業が
214 19.0%、第三次産業が 40.4%となっており、前回調査に比べ、第一次産業
215 が 7.4 ポイント増加した一方、第二次産業が 8.7 ポイント、第三次産業が
216 0.7 ポイントそれぞれ減少している。

217 一方、居住市町村の状況を見ると、第一次産業が 4.7%、第二次産業が
218 16.8%、第三次産業が 72.2%となっており、アイヌの人たちの就業状況と
219 は大きく異なっている。

220 業種別の就業状況については、漁業が 26.3%ともっとも高く、次いで建
221 設業が 11.2%、農業・林業が 9.7%の順となっている。前回調査に比べ、
222 漁業は 6.2 ポイント、農業・林業は 1.2 ポイント増加している一方、建設
223 業は 6.8 ポイント減少している。

224 15 歳以上の世帯員の仕事の有無についてみると、仕事のある世帯員は
225 66.7%で、前回調査より 5.4 ポイント増加し、また、臨時雇用されている
226 者は 12.7%で、前回調査より 7.2 ポイント増加している。

227 就業先の経営形態は、個人経営の事業所が 48.3%と最も高くなっている。

228 また、「雇用の安定を図るため」に必要と思う施策としては、「職業紹介
229 や情報提供の充実」が 56.0%と最も高く、次いで「就職促進資金などの充
230 実」（53.5%）、「職業訓練の受講機会の確保」（46.3%）と続いている（複
231 数回答のため合計は 100%を超える。）。

232 4 産業の状況

233 アイヌの農家戸数は、前回調査の 273 戸から 262 戸と 4.0%減少している
234 る。専業・兼業別にみると、第二種兼業が前回調査の 21.3%から 13.7%と
235 7.6 ポイント減少している一方、第一種兼業は前回調査の 22.3%から
236 30.2%と 7.9 ポイント増加している。

237 経営耕地面積の規模でみると、3ヘクタール未満が 24.4%、3ヘクタール
238 以上 10ヘクタール未満が 42.4%、10ヘクタール以上が 33.2%となって
239 おり、前回調査に比べ、10ヘクタール以上の割合が 3.2ポイント増加して
240 いるが、全道における 10ヘクタール以上の農家の割合は 59.4%となって
241 おり、全道と比べ依然として 10ヘクタール以上の割合は少ない。

242 アイヌの個人漁業経営体数は、前回調査の 863 経営体から 615 経営体と
243 28.7%減少している。専業・兼業別にみると、専業が 93.5%と、全道の約
244 1.8倍となっている。

245 漁業経営体を経営形態別でみると、「漁船漁業」が最も多く 62.1%、次
246 いで「養殖漁業」(24.4%)、「小型・大型定置網漁業」(9.1%)の順と
247 なっており、おおむね全道の構成比と同様となっている。

248 商工業の状況について、事業所の規模を見ると、常時従業者数が 5人未
249 満の事業所が 82.6%を占めており、全道の 59.4%と比べ零細規模の事業所
250 が多い。

251 「産業の振興を図るため」に必要と思う施策としては、「農林漁業の生産
252 基盤などの整備や経営の近代化」が 56.5%と最も高く、次いで「各種貸付
253 金の充実」が 49.3%となっている(複数回答のため合計は100%を超える。)

254 5 住宅の状況

255 住宅の所有状況は、持家住宅が 70.8%で前回調査より 4.0ポイント増加
256 しており、全道と比べ 13.7ポイント高くなっている。ただし、持家の割合
257 が多いとはいっても、老朽化が進んでいることには注意を要する。また、借
258 家の状況についてみると、全道と比べ、公営の借家に入居している方の割
259 合が高い一方、民営の借家に入居している方の割合が低くなっている。こ
260 のことは、民営の借家の家賃を支払うことができる余裕のある人支払の余
261 裕が多くはないことを伺わせる。

262 持家住宅の老朽程度については、「修理の必要なし」が 50.8%となっ
263 ているものの、平成5年の調査から4回連続して減少している。

コメントの追加 [北海道12]: 文言整理

264 III 今後の施策の必要性

265 今回の調査の結果やこれと関連する他の資料等を全体的にの全体を見る
266 と、いくつかの項目において、アイヌの人たちと道民一般との格差は改善の
267 傾向を示しており、これまでの施策が一定の成果をあげてきたものと評価で
268 きる。

269 しかし、格差が縮小傾向にあるとはいえ、生活保護率は居住市町村の保護
270 率の1.4倍となっており、また、大学進学率についても、居住市町村よりも
271 17.2ポイント低くなっている。さらに、臨時雇用の増加など、不安定な就労
272 状況にあって生活面の不安を抱えている世帯が多いこと、農業や商工業の経
273 営規模が零細であること、学校や結婚、職場などでの差別が依然として存在
274 していることなど、アイヌの人たちを取り巻く環境は厳しい状況にあること
275 が伺える。現に、特別な対策が必要であると考えているアイヌの人は60.6%
276 と、前回調査よりも3.0ポイント増加しており、特別な対策は必要ないとの
277 回答(9.6%)の6倍以上となっている。

278 このような事情に鑑み、当検討会議は、これらの課題のより効果的な解決
279 を図るため、アイヌの人たちの民族としての誇りを回復しまた増進すること
280 を基本に据え、道は、これまでの施策では不十分であった点を補いながら、
281 平成28(2016)年度以降も引き続き、アイヌの人たちの社会的・経済的地位
282 の向上のための施策を一層いっそう推進する必要があると考える。

283 なお、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会を実現するた
284 めには、こうした施策と合わせて、アイヌの人たちの歴史や文化、アイヌの
285 人たちが置かれている現状に対する道民及び国民及び道民の理解の促進を図
286 ることが重要である。まず、アイヌの伝統等に関する道民に対する知識の普
287 及及び啓発については、平成11(1999)年に道が定めた「アイヌ文化の振興
288 等を図るための施策に関する基本計画」に基づく施策として位置づけられて
289 いるところであり、道においては、今後とも、こうした施策を積極的に推進
290 することが必要である。さらに、「人種差別撤廃条約」加入などの流れのも
291 とで閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」においては、アイ
292 ヌの人たちが居住する地域において、他の人々となお格差があることが認め
293 られるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題があるとした上で、ア
294 イヌの人たちの人権を尊重するとの観点から、種々の取組を積極的に推進す

コメントの追加 [北海道13]: 文言整理

コメントの追加 [北海道14]: 文言整理

コメントの追加 [北海道15]: 素案にも盛り込まれて
いた内容だが、後段の「国民の理解の促進については
…」と順序を入れ替え、「道の取組」→「国の取組」と
いう流れとなるように整理

295 ることとされており、道としても、国と連携・協力しながら、人権啓発等の
296 活動を推進していくことが求められる。また、国民の理解の促進については、
297 有識者懇談会報告書において、重点的に展開すべき政策の一つとして掲げら
298 れているところであり、国における取組の更なる充実が求められる。

コメントの追加 [北海道16]: アイヌの人たちの人権の尊重に関わる記述を追記

299 IV 今後の施策の基本的方向

300 今後の施策の基本的方向を見定めるために、アイヌの人たちに対する生活
301 向上施策を実施する根拠について改めて考え直してみるならば、道が従来実
302 施してきた生活向上施策は、アイヌの人たちと道民一般の生活水準の格差に
303 着目し、その格差を埋めることを主眼としてきたといえる。しかしながら、
304 これからの生活向上施策は、そうした格差是正を図るための生活向上施策の
305 枠組みを越えた、パラダイムの転換を果たさなければならない。すなわち、
306 これからの生活向上施策は、アイヌの人たちが、自らがアイヌであることに
307 民族としての誇りを持ち、アイヌの伝統や文化の担い手として、その継承や
308 発展に積極的に関わることができる社会を実現することを目指し、諸外国の
309 事例等も参考としながら、その環境づくりに取り組む一環として位置づけ直
310 してゆくことが必要であると考える。そして、その際にはまた、アイヌの人
311 たちのための生活向上施策は、アイヌの人たちのライフ・サイクルを多角的
312 に支援して、アイヌの人たちの世代継承や発展に資するものでなければなら
313 ないと考える。

314 アイヌの人たちの多くが北海道内に居住し、道民一般との間には依然とし
315 て社会的・経済的に格差がある実態を考えるならば、道においては、国にお
316 けるアイヌ政策推進会議等での検討状況を見据えながらも、国における総合
317 的な政策の確立をただ待ち受けるということなく、北海道に居住するアイヌ
318 の人たちの実情やニーズを踏まえ、国からの支援も要請しつつ、以下に掲げ
319 る施策を着実に実施することが必要である。その際、国においては、従来の
320 国庫補助率の引上げや補助対象経費の拡大など、道をはじめとする地方公共
321 団体等の取組に対する積極的な支援に努められることを特に要望したい。有
322 識者懇談会報告書の趣旨からしても、アイヌの人たちが先住民族であること
323 に基づく政策は、国もまた、その実施根拠となる法律を制定した上で、主体
324 となって全国的に展開すべきものである。

325 なお、施策の実施に当たっては、各施策の内容に加え、アイヌの人たちに
326 対して生活向上施策を実施することの必要性や、施策の対象となるアイヌの
327 人たちがいかなる手続を経て確認されているかという点についても、実態調
328 査や既存の戸籍の活用など改めて検討を行いながら、一層明確な形で道民及
329 び国民に示してゆくことが求められる。

コメントの追加 [北海道17]: 「IV 今後の施策の基本的方向」については、素案に盛り込まれていた記述をベースとしながら、文意がより明確となるように段落の組替えや文言の修正を実施
なお、下線部分は、素案の文章から修正した箇所

コメントの追加 [北海道18]: 「ライフ・サイクルを多角的に支援」という視点を追記

330 以上の点を踏まえるならば、今後の生活向上施策の推進に当たっては、第
331 2次推進方策で掲げられた、「生活の安定」、「教育の充実」、「雇用の安
332 定」、「産業の振興」、「民間団体の活動の促進」の5つの基本的方向を柱
333 としつつ、これらを改めてアイヌの人たちのライフ・サイクルに合わせて系
334 統的に「教育の充実」、「雇用の安定」、「産業の振興」、「生活の安定」、
335 「組織活動の充実及び組織間の連携強化」と組み替えながら、第2次推進方
336 策に基づき実施されてきた具体の施策のうち、効果の見出されるものはこれ
337 を維持し、効果が不十分と思われるものについては事業内容の見直しを行う
338 ことが必要である。

339 特に、「教育の充実」に関しては、生活保護率や大学進学率について、ア
340 イヌの人たちが住む市町村の住民全体との間に、いまだに大きな格差がある
341 ことなどから、従来の奨学金給付・貸付事業に加えて、ライフ・サイクルの
342 出発点からの格差是正を試みるべく、初等教育期からの教育支援の充実に改
343 めて努めるよう提言する。

344 さらに、「雇用の安定」、「産業の振興」及び「生活の安定」といった観
345 点からも、アイヌ文化の振興や伝承のための活動がアイヌの人たちの経済的
346 自立に結びつくような方策の検討が望まれる。このことは、北大調査の結果
347 にもあるとおり、アイヌ文化に接した体験を有するアイヌの人たちのほとん
348 どが、アイヌとしてのアイデンティティを深めているにもかかわらず、アイ
349 ヌ文化に接するだけの経済的余裕がないために、そのような機会をもてない
350 アイヌの人たちも少なくないという実情に応じる意味でも重要である。

351 アイヌ工芸品の販路拡大については、これまで、空港施設や商業施設等
352 において工芸品の展示会が年に数回実施されてきたが、更なる販路拡大を図
353 ることが必要である。また、公益社団法人北海道アイヌ協会（以下「道アイヌ
354 協会」という。）においては、平成22（2010）年度から3年間にわたり、ア
355 イヌ・ブランドの確立に向けた調査を実施しているが、今後、その成果も活
356 用しながら、道もさらに協力をして、アイヌ・ブランドの確立に向けた検討
357 が進められることが望まれる。

358 また、施策の中には、その実施主体が市町村であり、道は市町村に補助金
359 を交付することで支援するという仕組みになっているものがあることを踏ま
360 えると、道と市町村とが緊密にコミュニケーションを図り、連携・協力して、

コメントの追加 [北海道19]: ライフ・サイクルに合
わせて系統的に柱を組み替えるという視点を追加

コメントの追加 [北海道20]: 小学校入学前を含む概
念である「初等教育期」とする。

コメントの追加 [北海道21]: 「アイヌ文化の振興や
伝承のための活動がアイヌの人たちの経済的自立に結
びつくような方策の検討」が「雇用の安定」、「産業の
振興」及び「生活の安定」といった観点からも望まれ
ることを明記

361 施策の効果を一層高めていくよう努めることが必要である。そして、その際
362 には、アイヌの人たちの抱える様々な問題やその背景あるいは状況変化につ
363 いて、関係者が理解を深める機会を設けることも必要である。

364 加えて、行政がアイヌの人たちの生活向上・経済的自立を図るための施策
365 を展開するに当たっては、なぜこうした特別施策が必要なのかということに
366 ついて、道民及び国民の理解を得るよう努めることが不可欠である。

367 1 教育の充実

368 ○ 次代を担うアイヌの子どもたちの教育の充実・振興を図るため、初等
369 義務教育期からの適切な支援方策を検討する必要がある。

370 ○ 就労の安定や生活水準の向上などを図り、また、国内外の様々な分野
371 で活躍できる人材の育成を図る上で、子どもたちの教育水準を高めるこ
372 とは非常に重要であることから、アイヌの若い人たちの高校・大学等
373 の修学の奨励に努める必要がある。

374 また、修学資金及び入学支度金の対象経費の拡大及び上限単価の引上
375 げについて検討する必要がある。

376 ○ 大学におけるアイヌの子どもたちの推薦入学枠の確保を道内の各大学
377 に働きかけることについて検討する必要がある。

378 2 雇用の安定

379 ○ 職業訓練の受講機会を確保し、技術や知識の習得を促進する必要があ
380 る。

381 また、機動職業訓練の充実と訓練終了後の雇用の確保、関連産業の育成
382 などを図る必要がある。

383 ○ 職業相談や求人開拓を促進するため、職業相談員の活動の充実を図る
384 とともに、研修の充実等により資質の向上を図る必要がある。

385 ○ 就職促進資金の活用を促進する必要がある。

386 ○ 求人に応じられるような各種業務免許の取得の促進を図る必要がある。

387 3 産業の振興

388 (1) 農林漁業の振興

389 ○ 農林漁家の経営改善を図るため、生産基盤の整備や経営近代化施設の
390 整備を計画的に進めていく必要がある。

コメントの追加 [北海道22]: 小学校入学前を含む概念である「初等教育期」とする。

コメントの追加 [北海道23]: 文言整理

コメントの追加 [北海道24]: より一般的な表現である「職業訓練」に修正

- 391 ○ 農山漁村経営改善資金等の活用を促進する必要がある。
392 (2) 中小企業の振興
393 ○ アイヌ工芸品の周知を図り販路を拡大するため、アイヌ工芸品常設展
394 示場の設置や、地域における施設の活用などを更に図るとともに、アイ
395 ヌ・ブランドの確立に向けた検討を進める必要がある。
396 ○ 工芸者の製作技術の向上を図る必要がある。
397 ○ 中小企業の経営の安定を促進するため、経営改善普及指導員による相
398 談・指導活動の充実を図る必要がある。また、研修の充実等により、経営
399 改善普及指導員の資質の向上を図る必要がある。
400 ○ 中小企業総合振興資金等の活用を促進する必要がある。
401 また、アイヌの商工業者に対する融資制度及び利子補給制度の創設を
402 図る必要がある。

403 4 生活の安定

404 (1) 生活の安定

- 405 ○ 健康をはじめとした生活上の各種相談に応じる生活相談員の活動の充
406 実を図るとともに、研修の充実等により資質の向上を図る必要がある。
407 ○ アイヌの人たちの様々な活動の場である生活館について、アイヌの人
408 たちが使いやすい環境の整備や運営の充実を図る必要がある。
409 ○ 生活の安定を図るため、アイヌ生活向上振興資金の活用を促進すると
410 ともに、必要な見直しを行うなど、制度の充実を図る必要がある。

411 (2) 生活環境等の改善

- 412 ○ 生活館や地区道路等の整備に当たっては、地域のアイヌの人たちの意
413 向を把握しながら、整備の必要性や緊急性を検討し、計画的に進めてい
414 く必要がある。
415 ○ 住宅の改善を促進するため、新築・改修及び宅地取得資金の活用を促
416 進するなど、住宅支援策の充実に努める必要がある。
417 なお、新築・改修及び宅地取得資金の活用に当たっては、円滑な事業の
418 実施が図られるよう、適切な償還計画の策定などについて、道と事業主体
419 である市町村とのより一層の連携が求められる。

420 5 組織活動の充実及び組織間の連携強化

- 421 ○ アイヌの人たちの抱える様々な問題を解決する上で、アイヌの人たち

コメントの追加 [北海道25]: 提言内容を踏まえ、見出しの文言を修正

422 が自主的に組織した道アイヌ協会の役割は非常に重要であり、道アイヌ
423 協会の活動の公平性や透明性の確保に引き続き留意しながら、広報啓発
424 活動の促進や組織活動の強化など、道アイヌ協会の活動に対する支援を
425 積極的に行う必要がある。

426 ○ 次代を担う子どもたちの育成や、組織の中核となる青年・女性層の活
427 動の充実・強化など、道アイヌ協会の組織強化のため地域において取り
428 組まれている活動を促進する必要がある。

429 ○ 自主的活動を推進している団体や大学等の研究機関が密接に連携し、
430 それぞれが保有する情報等を共有できる体制を積極的に構築する必要が
431 ある。

432 ○ アイヌの人たちに対する生活支援の状況をフォローしていくために、
433 関係組織や関係者の間の定期的な研修や情報共有の場を設ける必要があ
434 ることが望まれる。

コメントの追加 [北海道26]: 文言整理

435 **V 次期対策の期間等**

436 ○ これまで実施してきた4次にわたるウタリ福祉対策及び2次にわたるア
437 イヌの人たちの生活向上に関する推進方策においては、計画推進期間を7
438 年間としてきたが、7年間という長期の期間では、その間の社会経済情勢
439 の変化に対応できないものと考えられることから、次期対策の期間につい
440 ては、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間が適当と考
441 える。

442 ○ 次期対策期間中に、国における全国的見地からの政策展開や社会経済情
443 勢の変化など、アイヌの人たちを取り巻く環境の変化も予想されることか
444 ら、弾力的な運用について十分配慮するとともに、必要に応じて事業の見
445 直し等を行いながら、効果的な施策の推進に努める必要がある。

446 ○ アイヌ生活実態調査は、アイヌの人たちに対する総合的な施策のあり方
447 を検討するために必要な基礎資料を得る上で、非常に重要な調査であり、
448 今後とも継続して実施することが必要である。なお、今回の調査において
449 は、調査対象となったアイヌの方が、前回調査よりも大幅に減少する結果
450 となったが、調査対象者の把握に当たっては、地域の協会を含めたアイヌ
451 協会の協力が不可欠であり、アイヌ協会においては、調査の実施主体に積
452 極的に協力することが期待される。

453 上述のとおり、アイヌ生活実態調査は、アイヌの人たちに対する総合的
454 な施策の検討及び推進と連動するものであることから、次回の調査は、次
455 期対策の期間が満了する前に実施することが必要であり、その実施に当た
456 っては、北海道大学アイヌ・先住民研究センター等の研究機関の協力も得
457 て行うことが望ましい。

458 ○ また、アイヌ生活実態調査は、市町村調査、地区調査、世帯調査及びア
459 ンケート調査で構成されているが、世帯調査及びアンケート調査は、調査
460 対象となった6,880世帯から抽出した300世帯を調査対象としていた。こ
461 の300世帯という抽出数が適当かどうかという点については、次回の調査
462 までに、専門家の意見も聴取しながら検討を進める必要がある。

463 ○ なお、これまでの7年にわたる調査はいずれも、北海道が実施してきた
464 ところでありあるが、道は、地域の実情に応じたアイヌ政策を展開する上
465 で必要な措置をとるために調査を継続実施すべきであることは言うまでも

466 ないが、一方で、アイヌ政策は、我が国の先住民族政策として、全国的見
467 地から国が主体となって取り組むべきものでもあるから、その基礎資料を
468 得るための生活実態調査についても、国は道の調査を支援するとともに自
469 らもまた必要な調査を行うことが適当である~~アイヌ政策はそもそも我が国~~
470 ~~の先住民族政策として、全国的見地から国が主体となって取り組むべきも~~
471 ~~のであり、その基礎資料を得るための生活実態調査についても、本来であ~~
472 ~~れば、国において実施することが適当である。とはいえ、国による調査が~~
473 ~~実施されるまでの間、そして国による調査が実施された後も、道の調査を~~
474 ~~継続実施する必要があることは言うまでもないことであり、道は、地域の~~
475 ~~実情に応じたアイヌ政策を展開する上で必要な措置をとるべきである。~~

コメントの追加 [北海道27]: 「道が実施する取組」
を述べた後に「国に対する要望」を述べるようにする
とともに、文意がより明確になるように修正

おわりに

477 平成 20 年に、アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議を受けた
 478 政府が、アイヌの人たちが我が国の先住民族であるとの認識の下に、これま
 479 でのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むとの考えを示
 480 したことにより、アイヌ政策は、大きな転機を迎えた。

481 従来のアイヌ政策は、アイヌの人たちと道民一般との社会的・経済的格差
 482 に着目し、その格差を埋めるという観点から、道をはじめとする地方自治体
 483 が各種の生活向上施策を実施し、国はそうした施策を実施する地方自治体に
 484 補助金等を交付することで支援するという形がとられてきた。しかしながら、
 485 当検討会議としては、~~そのパラダイムを転換し~~、我が国の先住民族であるア
 486 イヌの人たちに対する政策を、その民族としての誇りを回復した増進する
 487 ために第一義的には国の責任において、道と国の一層の連携・協力において
 488 全国的見地からに推進する時が来ているものとする。道をはじめとする地
 489 方公共団体は、地域の実情を踏まえた自主的取組を展開しながら、国と連携・
 490 協力してアイヌの人たちに対する施策の効果をより高めてゆくと同時に、国
 491 もまた主体となって、有識者懇談会報告書の趣旨を踏まえ、総合的な政策を
 492 推進し、道などの地方公共団体の取組を後押し~~国においては、有識者懇談会~~
 493 ~~報告書の趣旨を踏まえ、国が主体となって総合的に政策を推進し、また道~~
 494 ~~をはじめとする地方公共団体は、国と連携・協力し、アイヌの人たちに対する~~
 495 ~~施策の効果をより高めていくとともに、地域の実情を踏まえた自主的取組を~~
 496 ~~展開~~するという有機的な体制が早期に構築されるべきである。この検討会議
 497 は、道から、今後のアイヌ政策のあり方について検討するよう求められて発
 498 足したものである以上、この報告書も基本的に道に対する政策提言ではある
 499 はずであるが、一方で、本文の随所において国に対しても提言を行っている
 500 のは、まさにこの~~その~~ような考えに基づくものである。

501 アイヌの人たちの民族としての尊厳と誇りに応答する総合的な生活支援の
 502 推進をつとに願って、この検討会議のまとめとする。

コメントの追加 [北海道28]: III及びIVの趣旨を踏まえ、文意がより明確になるように修正

検討会議の開催経過及び各回の議題

回数等	開催年月日	議 題
第1回	平成26年7月16日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会議の設置趣旨等について 2. 会議の進め方について 3. アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策の経緯等について 4. アイヌ関連施策の概要について 5. 平成25年北海道アイヌ生活実態調査の結果について
第2回	平成26年10月6日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現状のアイヌ施策の課題整理について 2. 次期対策の必要性の検討について
ヒアリング	平成26年11月21日	若手のアイヌの方に対するヒアリング
第3回	平成26年12月12日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 若手のアイヌの方に対するヒアリングの実施結果等について 2. 次回実態調査のあり方について 3. 次期対策の体系、内容等について
第4回	平成27年2月10日	報告書案について

アイヌ生活向上推進方策検討会議委員名簿

委員長	長谷川 晃	北海道大学大学院法学研究科長 北海道大学大学院法学研究科教授
副委員長	阿部 一司	公益社団法人北海道アイヌ協会副理事長
	秋辺 日出男	阿寒アイヌ工芸協同組合専務理事
	芦田 廣康	白糠漁業協同組合専務理事
	芦谷 明美	むかわ町アイヌ生活相談員
	石橋 孝	北海道商工会連合会事務局長
	小川 悠治	標津漁業協同組合代表監事 標津町議会副議長
	落合 研一	北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授
	貝澤 守	二風谷民芸組合代表理事
	酒井 芳秀	北海道アイヌ地区振興対策事業推進協議会会長 新ひだか町長
	山口 輝	千歳市立末広小学校校長

第2次推進方策検討会議報告書との対比表

第3次推進方策検討会議報告書（案）	第2次推進方策検討会議報告書
<p data-bbox="600 360 719 387">はじめに</p> <p data-bbox="199 408 1117 632">道においては、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上を図るため、昭和49（1974）年度からこれまで、4次にわたる北海道ウタリ福祉対策及び2次にわたるアイヌの人たちの生活向上に関する推進方策を策定し、国、市町村及び関係団体の協力を得ながら、各般にわたる施策を総合的に推進してきた。</p> <p data-bbox="199 746 1117 922">現在進められている「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第2次）」が平成27（2015）年度で終了することから、当検討会議は、昨年6月、平成28（2016）年度以後におけるアイヌの人たちに対する施策のあり方について検討を行うよう、道から求められた。</p> <p data-bbox="199 943 1117 1353">以来、当検討会議は、道が平成25（2013）年10月に実施した「北海道アイヌ生活実態調査」の結果や、特にアイヌの若い人たちから直接聴取した意見、更には平成21（2009）年7月に国の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が取りまとめた報告書の趣旨、そして北海道大学アイヌ・先住民研究センターが平成20（2008）年から23（2011）年にかけて行った「アイヌ生活実態調査」の結果なども考慮するとともに、これまでに国内外で公にされてきたアイヌの人たちの人権の尊重に係る様々な資料や関係者の活動なども改めて振り返りながら、アイヌの人たちの民族としての誇りを十分に尊重した生活支援を実現す</p>	<p data-bbox="1541 360 1659 387">はじめに</p> <p data-bbox="1144 408 2063 727">道においては、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上を図るため、これまで、第一次（昭和49～昭和55年度）、第二次（昭和56～昭和62年度）、第三次（昭和63～平成6年度）、第四次（平成7～平成13年度）の北海道ウタリ福祉対策を、また、その後、アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（平成14年～平成20年）を策定し、国、市町村及び関係団体の協力を得ながら、各般にわたる総合的な施策を推進してきている。</p> <p data-bbox="1144 746 2063 922">現在進められている「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」が、平成20年度（2008年度）で終了することから、当検討会議は、昨年8月に道から、平成21年度（2009年度）以後のアイヌの人たちに対する総合的な施策のあり方について、検討を行うよう求められた。</p> <p data-bbox="1144 943 2063 1214">以来、当検討会議においては、道が平成18年（2006年）10月に実施した「北海道アイヌ生活実態調査」の結果やアイヌの人たちの置かれている現状などを考慮しながら、アイヌの人たちの自立の促進に向けた施策のあり方について、審議を行い、この度、平成21年度以後のアイヌの人たちに対する総合的な施策のあり方について、これまでの審議の結果を以下のとおり取りまとめたところである。</p> <p data-bbox="1144 1233 2063 1353">なお、平成19年（2007年）9月13日（日本時間14日）には、第61回国連総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、その内容は、既存の人権関係国際法等で承認された人権及び基</p>

<p>べく検討を重ね、この度、審議の結果を以下のとおり取りまとめた。</p> <p>当検討会議としては、道に対し、以下の施策を積極的に推進することを提言する。</p>	<p>本的自由の享有にとどまらず、宗教的伝統の実行の権利、教育の権利、土地・資源に対する権利等、政治・経済・文化その他広範な分野にわたる権利に加えて、自決権、民族として生存し、自由で平和にそして安全に生活する集団的権利を含むものであり、今後、国際的な基準として先住民族の人権の尊重に大きく寄与するものと考えている。</p> <p>道におかれては、当検討会議の意見を尊重し、アイヌの人たちの自立を促進するため、積極的に関係施策を推進されるよう要望するものである。</p>
<p>I アイヌの人たちに対する施策の経緯</p> <p>以下では、前回までの報告書と同様に、アイヌの人たちに対する施策の経緯についてまず述べる。ここでは、これまでに述べられてきた歴史的経緯に加えて、国内外における先住民族を巡る動きなど、近年に展開を見た新たな事情についても踏まえることとする。</p> <p>1 北海道旧土人保護法の制定</p> <p>明治政府は、本州などからの大規模な移住を奨励し、北海道開拓を進めていった。文明開化の流れの中で、アイヌの伝統的な風俗・生活習慣を制限する政策が進められ、言語についても、日本語を学ぶことを余儀なくされた。</p> <p>また、近代的な土地所有制度が導入されると、当時のアイヌの人たちには個人的な土地所有の観念がなく、所有権を取得した人はほとんどいなかったため、移住者の増加に伴い、アイヌの人たちは狩猟、漁撈、採集などの場を失っていった。さらに、北海道の開拓が進むにつれ、鹿猟や鮭の捕獲といった伝統的生業が、全道的に規制されることとなった。</p> <p>こうして、アイヌの人たちの社会や文化が大きな打撃を受け、生活</p>	<p>I アイヌの人たちに対する施策の経緯</p> <p>1 北海道旧土人保護法の制定</p> <p>明治以降、政府は本州などからの移民を奨励し、北海道開拓を進める中で、アイヌの人たちの伝統的な生活を支えてきた狩猟、漁労を制限、禁止し、アイヌ語の使用を始め伝統的な風俗・生活習慣を制限するなどの、いわゆる同化政策を進めた。</p> <p>また、狩猟、漁労、伐木に利用したり居住してきた土地は、国の管理地とされたり国有地として取り上げられるなど、アイヌの人たちの社会や文化は大きな打撃を受け、生活の基盤が失われていくとともに、生活は困窮し、また、いわれなき差別を受けることとなった。</p>

の基盤が失われていくとともに、生活は困窮し、また、いわれなき差別を受けることとなった。

アイヌの人たちのこうした生活状況は帝国議会において取り上げられるようになり、明治 32 (1899) 年には、アイヌの人たちの生活の安定を図ることを目的とする「北海道旧土人保護法」が制定されたが、窮状を十分改善するには至らなかった。

2 北海道ウタリ福祉対策及びアイヌの人たちの生活向上に関する推進方策の策定

第二次世界大戦後の社会・経済状況の変化の中にあって、アイヌの人たちを取り巻く生活環境も変わったが、道民一般との社会的・経済的な格差は依然として大きく、恵まれない状況にあった。

このため、道では、国の支援を受け、昭和 36 (1961) 年度以降、生活館や共同浴場の整備などの福祉向上対策の取組を開始したが、十分な成果には至らず、アイヌの人たちの生活福祉の向上のための総合的な対策が求められるようになった。

そこで道では、昭和 49 (1974) 年度に、長期的展望に立った総合的な対策として、「北海道ウタリ福祉対策」を策定し、これに基づき施策を推進してきた。以来、三度の改訂を重ねた後、平成 13 (2001) 年度には「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」を策定し、現在は、平成 20 (2008) 年度に策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策 (第 2 次)」(以下「第 2 次推進方策」という。)に基づき、各般の施策を総合的に推進している。

3 アイヌ文化振興法の制定

昭和 59 (1984) 年、社団法人北海道ウタリ協会 (当時) から、北海

明治 32 年(1899 年)、政府はアイヌの人たちの生活の安定を図ることを目的に、「北海道旧土人保護法」を制定し一定の対策を講じたが、いずれの施策もアイヌの人々の窮状を改善するために十分機能したとはいえなかった。

2 北海道ウタリ福祉対策及びアイヌの人たちの生活向上に関する推進方策の策定

戦後の社会・経済状況の変化の中にあって、アイヌの人たちを取り巻く生活環境も変わったが、道民一般との社会的・経済的な格差、教育等の格差は大きく、恵まれない状況にあった。

このため、道では国の支援を受け、昭和 36 年度(1961 年度)以降、アイヌの人たちの福祉の向上を図るため、生活館や共同作業所などの整備、修学資金や職業訓練手当の給付などの施策を進めてきたが、十分な成果には至らず、アイヌの人たちの生活福祉の向上には総合的な福祉対策が求められるようになった。

そこで道では、アイヌの人たちの生活実態調査を行い、昭和 49 年度(1974 年度)から、長期的展望に立った総合的な対策として、「北海道ウタリ福祉対策」を策定し、これに基づき施策を推進してきており、現在は、四次にわたる北海道ウタリ福祉対策の後、平成 14 年度(2002 年度)から「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」(平成 14 年～平成 20 年)を進めているところである。

3 アイヌ文化振興法の制定経過

昭和 59 年(1984 年)北海道ウタリ協会から、北海道旧土人保護法

道旧土人保護法に代わって「アイヌ民族に関する法律」の制定を求める陳情が北海道知事及び北海道議会議長に対してなされたことを受け、道は「ウタリ問題懇話会」を設置し、同懇話会は昭和 63（1988）年、北海道知事に対しアイヌ新法問題についての報告書を提出した。

この報告書に基づいて、道、道議会及び北海道ウタリ協会は、同年、国に対し「アイヌ民族に関する法律制定についての要望書」を提出した。

また、平成 5（1993）年の「国際先住民年」の制定以来、国際連合において先住民を巡る議論が活発化し、「国際先住民の 10 年に関する活動計画」が採択され、「先住民族の権利に関する国際連合宣言（案）」の検討も加速された。

これらを背景として、平成 7（1995）年、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、同懇談会は、翌平成 8（1996）年、内閣官房長官に対して報告書を提出した。この報告書の中では、アイヌの人たちが日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住していたこと、引き続き民族としての独自性を保っていること、アイヌの人たちを巡る歴史的経緯などが述べられるとともに、民族的な誇りが尊重される社会の実現等を基本理念とする新たな施策を展開することが提言された。なお、この間、日本は「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（以下「人種差別撤廃条約」という。）にも加入している。

上記報告書を受けて、平成 9（1997）年 5 月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下「アイヌ文化振興法」という。）が成立し、同年 7 月に施行されるとともに、北海道旧土人保護法及び特別法である旭川市旧土人保護地処分法

に代わって「アイヌ民族に関する法律（案）」の制定を求める陳情が北海道知事及び北海道議会議長に対して行われ、道では「ウタリ問題懇話会」を設けて検討を依頼し、昭和 63 年（1988 年）北海道知事にアイヌ新法問題についての報告書が提出された。

この報告書に基づいて、道、道議会及び北海道ウタリ協会は、国に「アイヌ民族に関する法律制定についての要望書」を提出し、国においてこの要望についての検討が開始された。

また、平成 5 年（1993 年）の「国際先住民年」の制定以来、国連において先住民をめぐる議論が活発化し、「国際先住民の 10 年に関する活動計画」が採択され、「先住民族の権利に関する国際連合宣言（案）」の検討が進められてきた。

これらを背景として平成 8 年（1996 年）4 月、内閣官房長官の私的諮問機関である「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」から報告書が提出され、この中で、アイヌの人たちは日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住していたこと、引き続き民族としての独自性を保っていること、また、アイヌの人たちをめぐる歴史的経緯、特にさきに述べたような、明治期以降の近代化と北海道開拓の過程における苦難の歴史などが指摘されるとともに、民族的な誇りが尊重される社会の実現等を基本理念とする新たな施策を展開するよう提言された。

4 アイヌ文化振興法の制定

「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」からの報告に基づいて、平成 9 年（1997 年）5 月「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下「アイヌ文化振興法」という。）が成立し、同年 7 月に施行された。これとともに、北

は廃止された。

アイヌ文化振興法は、我が国の法体系上アイヌの人たちを民族としてはじめて認め、「アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与する」ことを目的としている。

アイヌ文化振興法及び関係政令において、北海道は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画を策定することとされており、「北海道ウタリ福祉対策」で掲げられていた施策のうち、「文化の振興」及び「アイヌの人たちについての理解の促進」に関する施策については、この計画に基づく施策として推進されることとなった。

一方、アイヌ文化を支えるアイヌの人たちの生活向上に関しては、引き続き「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に基づき、「生活の安定」、「教育の充実」、「雇用の安定」、「産業の振興」及び「民間団体の活動の促進」を施策の基本的方向として、各般の施策が総合的に推進されている。なお、アイヌ文化振興法の法律案に対する附帯決議においては、政府は「北海道ウタリ福祉対策に対する支援の充実に、今後とも一層努めること」とされている。

また、この間、国は平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を定めるとともに、平成14(2002)年には「人権教育・啓発に関する基本計画」を閣議決定し、国と地方公共団体とが連携して人権擁護を進めるという方向を打ち出した。

海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法は廃止された。

アイヌ文化振興法は、我が国の法体系上アイヌの人たちを民族としてはじめて認め、「アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与する」ことを目的としているが、アイヌ文化を支えるアイヌの人たちの生活基盤の安定・確保等に関しては法律に盛り込まれず、法律案に対する附帯決議として「北海道ウタリ福祉対策に対する支援の充実に、今後とも一層努めること」とされた。

5 アイヌ文化振興等基本計画の策定

アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策では、アイヌの人たちの生活の一層の向上を通じ、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上を図るため、「生活の安定」「教育の充実」「雇用の安定」「産業の振興」「民間団体の活動の促進」を施策の基本方向として、各種の施策を総合的に進めている。

一方、「アイヌ文化の振興」及び「アイヌの人たちについての理解の促進」に関する施策については、アイヌ文化振興法に基づいて、平成11年(1999年)3月に道が策定した「アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画」(以下「アイヌ文化振興等基本計画」という。)の施策として推進されている。

4 衆参両院による「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の採択及び「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の取りまとめ

平成 19 (2007) 年 9 月、国際連合総会において、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(以下「国連宣言」という。)が、我が国も賛成して採択された。国連宣言は、政治・経済・文化その他広範な分野にわたって、先住民族及びその個人の権利及び自由について規定し、先住民族と国家あるいは国民の大多数を占める民族とのパートナーシップの重要性を強調しており、先住民族に係る政策のあり方の一般的な国際指針としての意義は大きく、十分に尊重されなければならないものと考えられている。

国連宣言が採択された後、平成 20 (2008) 年 6 月には、衆議院及び参議院の両院において、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」(以下「国会決議」という。)が全会一致で採択された。

国会決議は、政府に対して、アイヌの人々を先住民族であると認めること、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に努めることを求めるものであり、国会決議を受け、政府は、アイヌの人々が先住民族であるとの認識を示した上で、総合的な施策の確立に向けた検討を行うため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、約 1 年間の検討を経て、平成 21 (2009) 年 7 月にその検討結果を取りまとめた報告書(以下「有識者懇談会報告書」という。)が内閣官房長官に提出された。

有識者懇談会報告書では、「今後のアイヌ政策は、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づいて展開していくことが必要である」とし、「国の政策として近代化を進めた結果、先住民族であるアイヌの

<p>人々の文化に打撃もたらされた歴史も考慮すれば、従来にも増して、国が主体性を持って政策を立案し遂行することが求められる」とされている。その上で、「アイヌとしてのアイデンティティをもつ個人に関する政策は、その居住地によって左右されるべきではない。現在、全国各地にアイヌの人々が生活していると考えられることから、全国のアイヌの人々を対象にして政策を実施する必要がある」とされている。また、生活向上関連施策については、広義の文化に係る政策の一つとして位置づけられ、「今日の北海道内のアイヌの人々の生活状況等は一定の改善が見られているが」、「生活保護率や大学への進学率等においてなお格差が存在しており、引き続き生活向上関連施策を実施していくことが求められる」とした上で、「これらの格差の存在により、アイヌの人々がアイヌとしてのアイデンティティや誇りを持って選択することが妨げられ、アイヌ文化の振興や伝承の確保が困難となっている状況も否定できない」とされている。</p>	
<p>II アイヌの人たちの生活実態</p> <p>道においては、アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第2次）が平成27（2015）年度に最終年次を迎えることから、道内に居住するアイヌの人たちの生活実態を把握し、今後の施策のあり方を検討するための基礎資料を得ることを目的として、平成25（2013）年10月に第7回目の「北海道アイヌ生活実態調査」（以下「今回の調査」という。）を実施した。</p> <p>今回の調査における「アイヌ」とは、地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方について、各市町村が把握することができた人数であり、道内に居住するアイヌの人たちの全数とはなっていない</p>	<p>II アイヌの人たちの生活実態</p> <p>道においては、アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策が平成20年度（2008年）に最終年次を迎えることから、道内に居住するアイヌの人たちの生活実態を把握し、今後の総合的な施策のあり方を検討するための基礎資料を得ることを目的として、平成18年（2006年）10月に第6回目の「北海道アイヌ生活実態調査」を実施した。</p> <p>※この調査における「アイヌ」とは、地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方について、各市町村が把握することができた人口であり、道内に居住するアイヌの人たちの全数とはなっていない。</p>

ない。なお、アイヌの血を受け継いでいると思われる方であっても、アイヌであることを否定している場合は調査の対象とはしていない。

今回の調査の対象としたアイヌの人たちの人数は、66市町村で16,786人、世帯数は6,880世帯となっており、平成18(2007)年の調査(以下「前回調査」という。)に比べ、6市町村、6,996人、1,394世帯の減少となっている。調査の対象となったアイヌの人たちが前回調査よりも大きく減少したことから、今回の検討会議においては、調査の手法、あり方等についても検討を行った。その検討結果は後に述べることとし、まず、今回の調査の主な項目について、その調査結果を概観することとする(以下に示す調査結果は、特に断りのない限り、今回の調査の結果である。)

なお、北海道に居住するアイヌの人たちの生活実態等に関する調査は、これまで、道が実施してきたもの以外にはほとんど見られなかったが、北海道大学アイヌ・先住民研究センターが、平成20(2008)年から平成23(2011)年の4年間にわたって、北海道に居住するアイヌの人たちを対象にした総合的な生活実態調査(以下「北大調査」という。)を実施した。北大調査は、公平な学問的見地に立ち多角的な調査を試みたものとして大きな意義があるが、この調査と今回の調査には同一又は類似の調査項目が多数あり、その結果を比較すると、両者は概ね同様の傾向を示していると言える。そこで、今回の調査の調査項目に含まれてはいないが、北大調査の調査項目となっているものうち特に留意すべきものについては、その結果を併せて紹介する。

1 生活の状況

アイヌの人たちの生活状況を住民税の課税状況からみると、所得割課税世帯が57.0%、均等割のみ課税世帯が6.9%、非課税世帯が36.1%

この調査結果によると、アイヌの人たちが居住している道内の市町村数は72市町村、人口は23,782人、世帯数は8,274世帯となっており、平成11年の調査(以下「前回調査」という。)に比べ、市町村数は1市町村減少したものの、人口は15人、世帯数は519世帯増加している。

以下、主な項目について、アイヌの人たちの生活実態をみてみることにする。

1 生活の状況

アイヌの人たちの生活状況を住民税の課税状況からみると、所得割課税世帯が49.3%、均等割のみ課税世帯が13.8%、非課税世帯が

となっている。前回調査と比べ、所得割課税世帯が 2.1 ポイント、非課税世帯が 6.4 ポイント増加する一方、均等割のみ課税世帯が 8.5 ポイント減少している。

生活保護の状況を見ると、保護率（人口 1,000 人中、生活保護を受けている人の割合）は 44.8%（パーミル）であり、前回調査より 6.5 ポイント増加している。アイヌの人たちが居住している市町村の住民全体（以下「居住市町村」という。）と比較すると、前回調査では 1.6 倍の格差があったが、今回の調査では 1.4 倍と格差が縮小している。

年間所得についてみると、200 万円未満の世帯が 31.6%、200 万円以上 350 万円未満が 26.4%、350 万円以上が 34.0%となっている。前回調査に比べ、200 万円未満の世帯が 10.1 ポイント増加する一方、350 万円以上が 11.0 ポイント減少している。このことは、昨今の経済情勢の変化によって、所得水準が低下傾向にあることを伺わせる。

また、「今、不安に思っていること」については、「自分と家族の健康」、「収入が少なく生活が不安定」の順に多くなっている。

2 教育の状況

アイヌ子弟の進学率をみると、高校への進学率は 92.6%となっており、居住市町村の高校進学率（98.6%）との差は 6.0 ポイントとなっている。

大学への進学率は 25.8%で、前回調査より 8.4 ポイント増加しており、市町村の大学進学率（43.0%）との差は、前回調査の 21.1 ポイントから 17.2 ポイントへと縮小している。

また、これまでに塾に通ったことがあるかとの問に対しては、30 歳未満のアイヌの人たちの 79.8%が「通っていない」と回答している。

さらに、今後、重要な対策として、「進学の奨励、技術・技能の習得

26.7%となっている。前回調査と比べ、所得割課税世帯が 6.5 ポイント、非課税世帯が 1.5 ポイント減少する一方、均等割のみ課税世帯が 4.9 ポイント増加している。

生活保護の状況を見ると、保護率（人口 1,000 人中、保護を受けている人の割合）は 38.3%（パーミル）であり、前回調査より 1.1 ポイント増加している。前回調査では、アイヌの人たちが居住している市町村（以下「市町村」という。）の保護率の 2.0 倍であったが、今回の調査では 1.6 倍と格差が縮小している。

年間所得についてみると、200 万円未満の世帯が 21.5%、200～349 万円が 31.0%、350 万円以上が 45.0%で、1 世帯平均の所得は 369 万円となっている。前回調査に比べ、200 万円未満の世帯の比率が 1.1 ポイント、350 万円以上の世帯が 4.8 ポイント減少しており、1 世帯平均の所得は 25 万円減少している。

また、「今、不安に思っていること」については、「自分と家族の健康」「収入が少なく生活が不安定」の順となっている。

2 教育の状況

アイヌ子弟の中学校及び高校卒業者の進路をみると、高校への進学率は 93.5%であり、前回調査より 1.7 ポイント減少している。前回調査では、市町村の高校進学率との格差は 1.8 ポイントであったが、今回の調査では 4.8 ポイントと増大している。

大学への進学率は 17.4%であり、前回調査より 1.3 ポイント増加しているが、市町村の大学進学率との格差は、前回調査の 18.4 ポイントから 21.1 ポイントへと広がっている。

高校卒業者の専修学校・各種学校等への入学率は 21.4%であり、市町村と同様、上昇傾向にある。

など子弟教育のための対策」と答えた人が 67.9%にのぼっており、教育に対する関心の高さが伺われる。そして、子どもの進学に対する親の希望として、高校まで進学させたいとの回答が 12.8%である一方で、大学・短大までとの回答が 60.5%であり、高等教育への進学希望が高いことが伺える。

なお、北大調査によると、高校・大学に進学したアイヌの人たちは、中途退学する方が多いということが指摘されている。平成 11 (1999) 年の北海道の高校中退率は 1.9%であったが、アイヌの人たちにおいては 12.9%となっている。また、大学中退率についてみると、平成 19 (2007) 年度の私立大学中退率が 2.7%であるのに対し、大学に進学したアイヌの方の中退率は 20.3%に達している。そうした調査結果とともに、「特に、大学進学についていえば、アイヌ民族の多くが地方に居住していることを考えると、授業料や入学一時金などの支援だけでは札幌などの都市部にある大学に進学することが事実上困難な場合が多いことにも留意すべきであろう」との評価がなされている。

3 就業者の状況

アイヌの人たちの就業状況は、第一次産業が 36.0%、第二次産業が 19.0%、第三次産業が 40.4%となっており、前回調査に比べ、第一次産業が 7.4 ポイント増加した一方、第二次産業が 8.7 ポイント、第三次産業が 0.7 ポイントそれぞれ減少している。

一方、居住市町村の状況をみると、第一次産業が 4.7%、第二次産業が 16.8%、第三次産業が 72.2%となっており、アイヌの人たちの就業状況とは大きく異なっている。

業種別の就業状況については、漁業が 26.3%ともっとも高く、次いで建設業が 11.2%、農業・林業が 9.7%の順となっている。前回調査

また、今後、重要な対策として、「進学の奨励、技術・技能の習得など子弟教育のための対策」と答えた人が 78.6%にのぼっており、教育に対する関心の高さが伺われる。

さらに、子どもの進学に対する親の希望として、高校まで進学させたいが 18.6%、大学・短大までが 60.2%であり、前回調査に比べ、高校まで進学させたいが 22.3 ポイント減少したものの、大学・短大までが 23.1 ポイント増加しており、高等教育への進学希望が増えている。

3 就業者の状況

アイヌの人たちの就業状況は、第一次産業が 28.6%、第二次産業が 27.7%、第三次産業が 41.1%となっており、前回調査に比べ、第三次産業が 5.7 ポイント増加し、第一次産業が 0.9 ポイント、第二次産業が 0.1 ポイント減少している。

業種別では、漁業が 20.1%と最も高く、次いで建設業 18.0%、複合サービス業・サービス業 (他に分類されないもの) 14.0%の順となっている。前回調査に比べ、漁業は 0.8 ポイント増加し、建設業は 1.0 ポイント減少している。(複合サービス業・サービス業については、日本標準産業分類の改訂により前回調査時のデータなし)

に比べ、漁業は6.2ポイント、農業・林業は1.2ポイント増加している一方、建設業は6.8ポイント減少している。

15歳以上の世帯員の仕事の有無についてみると、仕事のある世帯員は66.7%で、前回調査より5.4ポイント増加し、また、臨時雇用されている者は12.7%で、前回調査より7.2ポイント増加している。

就業先の経営形態は、個人経営の事業所が48.3%と最も高くなっている。

また、「雇用の安定を図るため」に必要と思う施策としては、「職業紹介や情報提供の充実」が56.0%と最も高く、次いで「就職促進資金などの充実」(53.5%)、「職業訓練の受講機会の確保」(46.3%)と続いている(複数回答のため合計は100%を超える。)

4 産業の状況

アイヌの農家戸数は、前回調査の273戸から262戸と4.0%減少している。専業・兼業別にみると、第二種兼業が前回調査の21.3%から13.7%と7.6ポイント減少している一方、第一種兼業は前回調査の22.3%から30.2%と7.9ポイント増加している。

経営耕地面積の規模で見ると、3ヘクタール未満が24.4%、3ヘクタール以上10ヘクタール未満が42.4%、10ヘクタール以上が33.2%となっており、前回調査に比べ、10ヘクタール以上の割合が3.2ポイント増加しているが、全道における10ヘクタール以上の農家の割合は59.4%となっており、全道と比べ依然として10ヘクタール以上の割合は少ない。

アイヌの個人漁業経営体数は、前回調査の863経営体から615経営体と28.7%減少している。専業・兼業別にみると、専業が93.5%と、全道の約1.8倍となっている。

市町村の状況は、産業別では第三次産業が73.6%、業種別では卸・小売業・飲食店、宿泊業が25.3%と最も高く、産業別、業種別とも市町村の状況とは大きく異なっている。

15歳以上の世帯員の仕事の有無についてみると、仕事のある世帯員は61.3%で、前回調査より2.0ポイント減少し、また、臨時雇用や日々雇用されている者は13.5%で、前回調査より0.4ポイント増加している。

就業先の経営形態は、個人経営の事業所が53.9%と最も高くなっている。

4 産業の状況

アイヌの農家戸数は、前回調査の521戸から273戸と47.6%減少している。

専業・兼業別にみると、第二種兼業が前回調査の40.3%から21.3%と19.0ポイント減少しているが、専業は前回調査の34.7%から56.4%と21.7ポイント増加している。

経営耕地面積の規模で見ると、3ヘクタール未満が23.8%、3～10ヘクタール未満が46.2%、10ヘクタール以上が30.0%となっており、前回調査に比べ、3ヘクタール以上の割合が19.0ポイント増加しているが、全道と比べ依然として10ヘクタール以上の農家は少ない。

アイヌの個人漁業経営体数は、前回調査の974経営体から863経営体と11.4%減少している。

専業・兼業別にみると、専業が93.8%と前回調査より4.9ポイント増加しており、全道の43.8%の2.1倍となっている。

<p>漁業経営体を経営形態別でみると、「漁船漁業」が最も多く 62.1%、次いで「養殖漁業」(24.4%)、「小型・大型定置網漁業」(9.1%)の順となっており、おおむね全道の構成比と同様となっている。</p> <p>商工業の状況について、事業所の規模を見ると、常時従業者数が5人未満の事業所が 82.6%を占めており、全道の 59.4%と比べ零細規模の事業所が多い。</p> <p>「産業の振興を図るため」に必要と思う施策としては、「農林漁業の生産基盤などの整備や経営の近代化」が 56.5%と最も高く、次いで「各種貸付金の充実」が 49.3%となっている(複数回答のため合計は 100%を超える)。</p> <p>5 住宅の状況</p> <p>住宅の所有状況は、持家住宅が 70.8%で前回調査より 4.0ポイント増加しており、全道と比べ 13.7ポイント高くなっている。ただし、持家の割合が多いとはいっても、老朽化が進んでいることには注意を要する。また、借家の状況についてみると、全道と比べ、公営の借家に入居している方の割合が高い一方、民営の借家に入居している方の割合が低くなっている。このことは、民営の借家の家賃を支払うことができる余裕のある人が多くはないことを伺わせる。</p> <p>持家住宅の老朽程度については、「修理の必要なし」が 50.8%となっているものの、平成5年の調査から4回連続して減少している。</p>	<p>所有漁船の規模は、ほぼ全道と同程度の水準となっている。</p> <p>商工業の状況では、アイヌの人たちが経営する事業所数は、前回調査の 899 事業所から 822 事業所と 8.6%減少している。</p> <p>第二次、第三次産業の比率は、前回調査とほぼ同様であるが、全道と比べ第二次産業の比率が高くなっている。</p> <p>業種別では、建設業が 29.2%と最も高く、次いで卸売業・小売業 15.1%、複合サービス業・サービス業 13.9%の順となっている。</p> <p>常時従業者の規模では、5人未満の事業所が 81.4%を占め、全道と比べ零細規模の事業所が多い。</p> <p>5 住宅の状況</p> <p>住宅の所有状況は、持家住宅が 66.8%で前回調査とほぼ同様の比率であり、全道と比べ 9.9ポイント高くなっている。</p> <p>持家住宅の老朽程度については、「修理の必要なし、小修理を要する」というほぼ良好な状態にある住宅が 83.6%で、前回調査より 0.8ポイント増加している。</p>
<p>Ⅲ 今後の施策の必要性</p> <p>今回の調査の結果やこれと関連する他の資料等を全体的に見ると、いくつかの項目において、アイヌの人たちと道民一般との格差は改善の傾向を示しており、これまでの施策が一定の成果をあげてきたものと評価できる。</p>	<p>Ⅲ 今後の施策の必要性</p> <p>生活実態調査の結果からみると、いくつかの項目において、アイヌの人たちと道民一般との格差は改善の傾向を示しており、このことは、これまでの四次にわたるウタリ福祉対策とアイヌの人たちの生活向上に関する推進方策が、一定の成果をあげてきたことによるものと考え</p>

しかし、格差が縮小傾向にあるとはいえ、生活保護率は居住市町村の保護率の 1.4 倍となっており、また、大学進学率についても、居住市町村よりも 17.2 ポイント低くなっている。さらに、臨時雇用の増加など、不安定な就労状況にあつて生活面の不安を抱えている世帯が多いこと、農業や商工業の経営規模が零細であること、学校や結婚、職場などでの差別が依然として存在していることなど、アイヌの人たちを取り巻く環境は厳しい状況にあることが伺える。現に、特別な対策が必要であると考えているアイヌの人は 60.6%と、前回調査よりも 3.0 ポイント増加しており、特別な対策は必要ないとの回答 (9.6%) の 6 倍以上となっている。

このような事情に鑑み、当検討会議は、これらの課題のより効果的な解決を図るため、アイヌの人たちの民族としての誇りを回復した増進することを基本に据え、道は、これまでの施策では不十分であった点を補いながら、平成 28 (2016) 年度以降も引き続き、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上のための施策を一層推進する必要がある。

なお、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会を実現するためには、こうした施策と合わせて、アイヌの人たちの歴史や文化、アイヌの人たちが置かれている現状に対する道民及び国民の理解の促進を図ることが重要である。まず、アイヌの伝統等に関する道民に対する知識の普及及び啓発については、平成 11 (1999) 年に道が定めた「アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画」に基づく施策として位置づけられているところであり、道においては、今

られる。

しかし、保護率は、格差が縮小したとはいえ、なお市町村の保護率の 1.6 倍であり、高校及び大学進学率は逆に格差が広がっている状況にある。

さらに、臨時雇用の増加など、不安定な就労状況にあつて生活面の不安を抱えている世帯が多いこと、農業や商工業の経営規模が零細であること、学校や結婚、職場などでの差別が依然として存在していることなど、アイヌの人たちを取り巻く環境は厳しい状況にあることが伺える。

このため、特別な対策が必要であると考えているアイヌの人は 57.6%であり、特別な対策は必要ないとの回答 (10.8%) の 5 倍以上となっている。

このようなことから、当検討会議は、これらの様々な課題の解決を図り、これまでの四次にわたるウタリ福祉対策及びアイヌの人たちの生活向上に関する推進方策では不十分であった施策を補い、アイヌの人たちの自立を促進するため、国などの協力を得ながら、平成 21 年度以降も引き続き、アイヌの人たちに対する総合的な施策を積極的に推進する必要があると考える。

なお、アイヌ文化振興法の目的である、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会を実現するためには、自立促進のための施策と合わせて、民族としての誇りの源泉であるアイヌ文化の振興を図るとともに、いまだ解消されていない、いわれのない偏見や差別が生じることのないよう、アイヌ民族の伝統等に関する理解の促進を図ることが重要である。

これらの施策については、さきに述べたように、アイヌ文化振興等

<p>後とも、こうした施策を積極的に推進することが必要である。さらに、「人種差別撤廃条約」加入などの流れのもとで閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」においては、アイヌの人たちが居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題があるとした上で、アイヌの人たちの人権を尊重するとの観点から、種々の取組を積極的に推進することとされており、道としても、国と連携・協力しながら、人権啓発等の活動を推進していくことが求められる。また、国民の理解の促進については、有識者懇談会報告書において、重点的に展開すべき政策の一つとして掲げられているところであり、国における取組の更なる充実が求められる。</p>	<p>基本計画の施策として取り組まれていることから、本報告では言及していないが、道におかれては、今後とも、これらの施策について積極的に推進されるとともに、あわせて「アイヌ研究推進センター（仮称）の設置」の早期実現に向けて取り組まれるよう期待するものである。</p>
<p>IV 今後の施策の基本的方向</p> <p>今後の施策の基本的方向を見定めるために、アイヌの人たちに対する生活向上施策を実施する根拠について改めて考え直してみるならば、道が従来実施してきた生活向上施策は、アイヌの人たちと道民一般の生活水準の格差に着目し、その格差を埋めることを主眼としてきたといえる。しかしながら、これからの生活向上施策は、そうした格差是正を図るための生活向上施策の枠組みを越えた、パラダイムの転換を果たさなければならない。すなわち、これからの生活向上施策は、アイヌの人たちが、自らがアイヌであることに民族としての誇りを持ち、アイヌの伝統や文化の担い手として、その継承や発展に積極的に関わることができる社会を実現することを目指し、諸外国の事例等も参考としながら、その環境づくりに取り組む一環として位置づけ直してゆくことが必要であると考え。そして、その際にはまた、アイヌの人たちのための生活向上施策は、アイヌの人たちのライフ・サイク</p>	<p>IV 今後の施策の基本的方向</p> <p>アイヌの人たちを取り巻く諸課題を解決し、自立・向上を図るためには、アイヌの人たち自らがその意欲を持ち、自主的な努力を重ねることが不可欠である。行政の役割は、これまでのアイヌの人たちの苦難の歴史と現状を認識し、差別のない、多様で豊かな文化を持つ活力ある社会づくりに取り組むとともに、アイヌの人たちの自主的な努力を支援し、その自立を促進することである。アイヌの人たちと行政それぞれが、その役割を十分果たしていくことが肝要である。</p> <p>道におかれては、アイヌ文化振興法の目的が達成されるよう、アイヌ文化振興等基本計画と十分な連携を保ちながら、アイヌの人たちの自立を促進するために必要な施策を総合的に推進していく必要がある。</p> <p>施策の推進に当たっては、各種事業の見直しを行うとともに、「生活の安定」、「教育の充実」、「雇用の安定」、「産業の振興」、「組織</p>

ルを多角的に支援して、アイヌの人たちの世代継承や発展に資するものでなければならないと考える。

アイヌの人たちの多くが北海道内に居住し、道民一般との間には依然として社会的・経済的に格差がある実態を考えるならば、道においては、国におけるアイヌ政策推進会議等での検討状況を見据えながらも、国における総合的な政策の確立をただ待ち受けるということなく、北海道に居住するアイヌの人たちの実情やニーズを踏まえ、国からの支援も要請しつつ、以下に掲げる施策を着実に実施することが必要である。その際、国においては、従来の国庫補助率の引上げや補助対象経費の拡大など、道をはじめとする地方公共団体等の取組に対する積極的な支援に努められることを特に要望したい。有識者懇談会報告書の趣旨からしても、アイヌの人たちが先住民族であることに基づく政策は、国もまた、その実施根拠となる法律を制定した上で、主体となって全国的に展開すべきものである。

なお、施策の実施に当たっては、各施策の内容に加え、アイヌの人たちに対して生活向上施策を実施することの必要性や、施策の対象となるアイヌの人たちがいかなる手続を経て確認されているかという点についても、実態調査や既存の戸籍の活用など改めて検討を行いながら、一層明確な形で道民及び国民に示してゆくことが求められる。

以上の点を踏まえるならば、今後の生活向上施策の推進に当たっては、第2次推進方策で掲げられた、「生活の安定」、「教育の充実」、「雇用の安定」、「産業の振興」、「民間団体の活動の促進」の5つの基本的方向を柱としつつ、これらを改めてアイヌの人たちのライフ・サイクルに合わせて系統的に「教育の充実」、「雇用の安定」、「産業の振興」、「生活の安定」、「組織活動の充実及び組織間の連携強化」と組み替え

活動の充実及び組織間の連携強化」を施策の基本的方向とし、特に、生活保護率や大学進学率などがいまだに大きな格差があることなどから、低所得階層の生活の安定・向上と子どもたちの教育水準を高めることを重点に施策を進めていくよう提言する。

また、平成19年(2007年)9月13日、アイヌの人たちが長い間待ち望んでいた「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会において採択された。

宣言自体は、各国に対し法的拘束力を持つものではないが、日本政府は自決権、集団的権利及び土地に対する所有権や利用権について一定の条件を付けて賛成票を投じている。

国におかれては、この宣言におけるアイヌ民族の位置づけや、盛り込まれた権利を審議する機関を設置し、審議するとともに、アイヌの人たちを民族としてはじめて認めたアイヌ文化振興法が真に実のあるものとなるよう、これまでのように北海道が行うアイヌの人たちの生活向上に関する推進方策に国が側面的に支援するというにとどまらず、アイヌ文化の振興等の施策とともに、アイヌの人たちの生活の安定等を図る施策をアイヌ民族に関する施策の両輪として位置づけ、法的根拠を持った施策として確立し、道や市町村への財政支援も含め、積極的に取り組むことが必要である。

さらに、北海道以外にも居住しているアイヌの人たちにも、生活の安定等を図るための施策が同様に講じられる必要がある。

ながら、第2次推進方策に基づき実施されてきた具体の施策のうち、効果の見出されるものはこれを維持し、効果が不十分と思われるものについては事業内容の見直しを行うことが必要である。

特に、「教育の充実」に関しては、生活保護率や大学進学率について、アイヌの人たちが住む市町村の住民全体との間に、いまだに大きな格差があることなどから、従来の奨学金給付・貸付事業に加えて、ライフ・サイクルの出発点からの格差是正を試みるべく、初等教育期からの教育支援の充実に改めて努めるよう提言する。

さらに、「雇用の安定」、「産業の振興」及び「生活の安定」といった観点からも、アイヌ文化の振興や伝承のための活動がアイヌの人たちの経済的自立に結びつくような方策の検討が望まれる。このことは、北大調査の結果にもあるとおり、アイヌ文化に接した体験を有するアイヌの人たちのほとんどが、アイヌとしてのアイデンティティを深めているにもかかわらず、アイヌ文化に接するだけの経済的余裕がないために、そのような機会をもてないアイヌの人たちも少なくないという実情に応じる意味でも重要である。

アイヌ工芸品の販路拡大については、これまで、空港施設や商業施設等において工芸品の展示会が年に数回実施されてきたが、更なる販路拡大を図ることが必要である。また、公益社団法人北海道アイヌ協会（以下「道アイヌ協会」という。）においては、平成22（2010）年度から3年間にわたり、アイヌ・ブランドの確立に向けた調査を実施しているが、今後、その成果も活用しながら、道もさらに協力をして、アイヌ・ブランドの確立に向けた検討が進められることが望まれる。

また、施策の中には、その実施主体が市町村であり、道は市町村に補助金を交付することで支援するという仕組みになっているものがあ

ることを踏まえると、道と市町村とが緊密にコミュニケーションを図り、連携・協力して、施策の効果を一層高めていくよう努めることが必要である。そして、その際には、アイヌの人たちの抱える様々な問題やその背景あるいは状況変化について、関係者が理解を深める機会を設けることも必要である。

加えて、行政がアイヌの人たちの生活向上・経済的自立を図るための施策を展開するに当たっては、なぜこうした特別施策が必要なのかということについて、道民及び国民の理解を得るよう努めることが不可欠である。

1 教育の充実

- 次代を担うアイヌの子どもたちの教育の充実・振興を図るため、初等教育期からの適切な支援方を検討する必要がある。
- 就労の安定や生活水準の向上などを図り、また、国内外の様々な分野で活躍できる人材の育成を図る上で、子どもたちの教育水準を高めることは非常に重要であることから、アイヌの若い人たちの高校・大学等での修学の奨励に努める必要がある。

また、修学資金及び入学支度金の対象経費の拡大及び上限単価の引上げについて検討する必要がある。

- 大学におけるアイヌの子どもたちの推薦入学枠の確保を道内の各大学に働きかけることについて検討する必要がある。

2 雇用の安定

- 職業訓練の受講機会を確保し、技術や知識の習得を促進する必要がある。

また、職業訓練の充実と訓練終了後の雇用の確保、関連産業の育成などを図る必要がある。

1 生活の安定

(1) 生活の安定

- 健康を始めとした各種相談に応じる生活相談員の活動の充実を図るとともに、研修の充実等により資質の向上を図る必要がある。
- アイヌの人たちの様々な活動の場である生活館について、アイヌの人たちが使いやすい環境の整備や、運営の充実を図る必要がある。
- 生活の安定を図るため、アイヌ生活向上振興資金や生活福祉資金等の活用を促進する必要がある。

特に、アイヌ生活向上振興資金については、償還期間の見直しや特別な状況に応じた償還の猶予・免除の規定を設けるなど、制度の充実を図る必要がある。

(2) 生活環境等の改善

- 生活館や地区道路等の整備に当たっては、地域のアイヌの人たちの意向を把握しながら、整備の必要性や緊急性を検討し、計画的

<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業相談や求人開拓を促進するため、職業相談員の活動の充実を図るとともに、研修の充実等により資質の向上を図る必要がある。 ○ 就職促進資金の活用を促進する必要がある。 ○ 求人に応じられるような各種業務免許の取得の促進を図る必要がある。 <p>3 産業の振興</p> <p>(1) 農林漁業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林漁家の経営改善を図るため、生産基盤の整備や経営近代化施設の整備を計画的に進めていく必要がある。 ○ 農山漁村経営改善資金等の活用を促進する必要がある。 <p>(2) 中小企業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アイヌ工芸品の周知を図り販路を拡大するため、アイヌ工芸品常設展示場の設置や、地域における施設の活用などを更に図るとともに、アイヌ・ブランドの確立に向けた検討を進める必要がある。 ○ 工芸者の製作技術の向上を図る必要がある。 ○ 中小企業の経営の安定を促進するため、経営改善普及指導員による相談・指導活動の充実を図る必要がある。また、研修の充実等により、経営改善普及指導員の資質の向上を図る必要がある。 ○ 中小企業総合振興資金等の活用を促進する必要がある。 また、アイヌの商工業者に対する融資制度及び利子補給制度の創設を図る必要がある。 <p>4 生活の安定</p> <p>(1) 生活の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康をはじめとした生活上の各種相談に応じる生活相談員の活動の充実を図るとともに、研修の充実等により資質の向上を図る必要 	<p>に進めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区道路にあつては、道路の幅員などについて、積雪寒冷地である北海道の気候条件を考慮した整備が求められる。 ○ 住宅の改善を促進するため、新築・改修及び宅地取得資金の活用を促進する必要がある。 なお、貸付金の償還について、適切な償還計画の策定を指導する必要がある。 ○ 住宅の整備等については、補助制度の導入や低所得者への住宅支援策についても検討する必要がある。 <p>2 教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労の安定や生活水準の向上などを図り、また、国内外の様々な分野で活躍できる人材の育成を図る上で、子どもたちの教育水準を高めることは非常に重要であることから、修学資金の引き上げや必要経費の全額補助など、高校・大学等の修学(入学)の奨励に努める必要がある。 ○ 大学におけるアイヌの子どもたちの推薦入学枠の確保を働きかけることについて検討する必要がある。 ○ 次代を担う子どもたちの教育の充実・振興を図るためには、幼児期からの適切な支援方を検討する必要がある。 <p>3 雇用の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職業訓練の受講機会を確保し、技術や知識の習得を促進する必要がある。 また、機動職業訓練の充実と訓練終了後の雇用の確保、関連産業の育成などを図る必要がある。 ○ 季節労働者等への援護対策を充実させる必要がある。 ○ 職業相談や求人開拓を促進するため、職業相談員の活動の充
---	--

<p>がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アイヌの人たちの様々な活動の場である生活館について、アイヌの人たちが使いやすい環境の整備や運営の充実を図る必要がある。 ○ 生活の安定を図るため、アイヌ生活向上振興資金の活用を促進するとともに、必要な見直しを行うなど、制度の充実を図る必要がある。 <p>(2) 生活環境等の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活館や地区道路等の整備に当たっては、地域のアイヌの人たちの意向を把握しながら、整備の必要性や緊急性を検討し、計画的に進めていく必要がある。 ○ 住宅の改善を促進するため、新築・改修及び宅地取得資金の活用を促進するなど、住宅支援策の充実に努める必要がある。 <p>なお、新築・改修及び宅地取得資金の活用にあたっては、円滑な事業の実施が図られるよう、適切な償還計画の策定などについて、道と事業主体である市町村とのより一層の連携が求められる。</p> <p>5 組織活動の充実及び組織間の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アイヌの人たちの抱える様々な問題を解決する上で、アイヌの人たちが自主的に組織した道アイヌ協会の役割は非常に重要であり、道アイヌ協会の活動の公平性や透明性の確保に引き続き留意しながら、広報啓発活動の促進や組織活動の強化など、道アイヌ協会の活動に対する支援を積極的に行う必要がある。 ○ 次代を担う子どもたちの育成や、組織の中核となる青年・女性層の活動の充実・強化など、道アイヌ協会の組織強化のため地域において取り組まれている活動を促進する必要がある。 ○ 自主的活動を推進している団体や大学等の研究機関が密接に連携 	<p>実を図るとともに、経験交流の充実等により資質の向上を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就職資金の活用を促進する必要がある。 ○ 求人に応じられるような各種業務免許の取得の促進を図る必要がある。 <p>4 産業の振興</p> <p>(1) 農林漁業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林漁家の経営改善を図るため、生産基盤の整備や経営近代化施設の整備を計画的に進めていく必要がある。 ○ 農山漁村経営改善資金等の活用を促進する必要がある。 <p>また、負債整理制度の活用を働きかける必要がある。</p> <p>(2) 中小企業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アイヌ民芸品の周知を図り販路を拡大するため、新千歳空港におけるアイヌ民芸品常設展示場の設置や、地域における施設の活用などを図る必要がある。 ○ 工芸者の製作技術の向上を図る必要がある。 ○ 中小企業の経営の安定を促進するため、経営指導員による相談・指導活動の充実を図る必要がある。 ○ 高度情報通信社会に対応した施策についても検討する必要がある。 ○ 中小企業総合振興資金等の活用を促進する必要がある。 <p>また、アイヌの商工業者に対する融資制度及び利子補給制度の創設を図る必要がある。</p> <p>5 組織活動の充実及び組織間の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アイヌの人たちの抱える様々な問題を解決し、自立を促進す
--	--

<p>し、それぞれが保有する情報等を共有できる体制を積極的に構築する必要がある。</p> <p>○ アイヌの人たちに対する生活支援の状況をフォローしていくために、関係組織や関係者との定期的な研修や情報共有の場を設ける必要がある。</p>	<p>るためには、相談、情報提供等の各種の自主的活動を推進している民間団体の役割は非常に重要であり、これらの活動を支援し充実を図る必要がある。</p> <p>○ 次代を担う子どもたちの育成や、組織の中核となる青年・女性層の活動の充実・強化など、民間団体の組織強化のため地域において取り組まれている活動を促進する必要がある。</p> <p>○ 自主的活動を推進している民間団体や調査研究機関が密接に連携し、それぞれが所有する情報等を共有できるシステムを構築する必要がある。</p>
<p>V 次期対策の期間等</p> <p>○ これまで実施してきた4次にわたるウタリ福祉対策及び2次にわたるアイヌの人たちの生活向上に関する推進方策においては、計画推進期間を7年間としてきたが、7年間という長期の期間では、その間の社会経済情勢の変化に対応できないものと考えられることから、次期対策の期間については、平成 28 (2016)年度から平成 32 (2020)年度までの5年間が適切と考える。</p> <p>○ 次期対策期間中に、国における全国の見地からの政策展開や社会経済情勢の変化など、アイヌの人たちを取り巻く環境の変化も予想されることから、弾力的な運用について十分配慮するとともに、必要に応じて事業の見直し等を行いながら、効果的な施策の推進に努める必要がある。</p> <p>○ アイヌ生活実態調査は、アイヌの人たちに対する総合的な施策のあり方を検討するために必要な基礎資料を得る上で、非常に重要な調査であり、今後とも継続して実施することが必要である。なお、今回の調査においては、調査対象となったアイヌの方が、前回調査</p>	<p>V 次期対策の期間等</p> <p>○ 四次にわたるウタリ福祉対策とその後のアイヌの人たちの生活向上に関する推進方策の成果として、アイヌの人たちと道民一般との格差は相当程度改善されてきているが、これまで 30 数年の期間を経ていることを考慮すると、今後必要な施策を推進するためには、相当程度の期間を要するものと考えられることから、次期対策の期間については、これまでと同様に、平成 21 年度(2009 年度)から 27 年度(2015 年度)までの7年間が適切と考える。</p> <p>○ 次期対策期間中に、社会経済情勢の動向などアイヌの人たちを取り巻く環境の変化も予想されることから、弾力的な運用について十分配慮するとともに、事業の評価・見直し等を行いながら、効果的な施策の推進に努める必要がある。</p> <p>○ アイヌの人たちの生活実態等の把握に当たっては、北海道ウタリ協会や調査研究機関等の協力を得ながら、的確に把握する必要がある。</p>

<p>よりも大幅に減少する結果となったが、調査対象者の把握に当たっては、地域の協会を含めたアイヌ協会の協力が不可欠であり、アイヌ協会においては、調査の実施主体に積極的に協力することが期待される。</p> <p>上述のとおり、アイヌ生活実態調査は、アイヌの人たちに対する総合的な施策の検討及び推進と連動するものであることから、次回の調査は、次期対策の期間が満了する前に実施することが必要であり、その実施に当たっては、北海道大学アイヌ・先住民研究センター等の研究機関の協力も得て行うことが望ましい。</p> <p>○ また、アイヌ生活実態調査は、市町村調査、地区調査、世帯調査及びアンケート調査で構成されているが、世帯調査及びアンケート調査は、調査対象となった 6,880 世帯から抽出した 300 世帯を調査対象としていた。この 300 世帯という抽出数が適当かどうかという点については、次回の調査までに、専門家の意見も聴取しながら検討を進める必要がある。</p> <p>○ なお、これまでの 7 回にわたる調査はいずれも、北海道が実施してきたところであり、道は、地域の実情に応じたアイヌ政策を展開する上で必要な措置をとるために調査を継続実施すべきであることは言うまでもないが、一方で、アイヌ政策は、我が国の先住民族政策として、全国的見地から国が主体となって取り組むべきものでもあるから、その基礎資料を得るための生活実態調査についても、国は道の調査を支援するとともに自らもまた必要な調査を行うことが適当である。</p>	
<p style="text-align: center;">おわりに</p> <p>平成 20 年に、アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議を</p>	

受けた政府が、アイヌの人たちが我が国の先住民族であるとの認識の下に、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むとの考えを示したことにより、アイヌ政策は、大きな転機を迎えた。

従来のアイヌ政策は、アイヌの人たちと道民一般との社会的・経済的格差に着目し、その格差を埋めるという観点から、道をはじめとする地方自治体が各種の生活向上施策を実施し、国はそうした施策を実施する地方自治体に補助金等を交付することで支援するという形がとられてきた。しかしながら、当検討会議としては、我が国の先住民族であるアイヌの人たちに対する政策を、その民族としての誇りを回復しまた増進するために、道と国の一層の連携・協力において全国的見地から推進する時が来ているものと考え。道をはじめとする地方公共団体は、地域の実情を踏まえた自主的取組を展開しながら、国と連携・協力してアイヌの人たちに対する施策の効果をより高めてゆくと同時に、国もまた主体となって、有識者懇談会報告書の趣旨を踏まえ、総合的な政策を推進し、道などの地方公共団体の取組を後押しするという有機的な体制が早期に構築されるべきである。この検討会議は、道から、今後のアイヌ政策のあり方について検討するよう求められて発足したものである以上、この報告書も基本的に道に対する政策提言ではあるが、一方で、本文の随所において国に対しても提言を行っているのは、まさにこのような考えに基づくものである。

アイヌの人たちの民族としての誇りに応答する総合的な生活支援の推進をつとに願って、この検討会議のまとめとする。